資料１－２

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	県税の賦課、徴収等に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
神奈川県は、県税の賦課、徴収又は調査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	－

評価実施機関名
神奈川県知事

公表日

［令和７年５月　様式２］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課、徴収等に関する事務
②事務の概要	・地方税法その他の地方税に関する法律及び神奈川県県税条例等に基づき、県税の賦課徴収及び調査に関する事務を行っている。 ①課税事務：納税者からの申告、届出等に基づき税額等を決定 ②減免事務：納税者からの申請に基づき税額を減免 ③収納管理事務：納税者からの納付額を課税額と照合 ④還付事務：納税者からの過誤納金を還付 ⑤納税証明事務：申請に基づき納税証明書を交付 ⑥徴収事務：滞納者に対し、滞納処分等を実施 ・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る次の事務に使用する。 ⑴納税者からの提出書類等（関係機関からの情報を含む。）に記載された個人情報の確認 ⑵賦課徴収に当たっての個人情報の確認（納税通知書等の返戻調査を含む。） ⑶各種書類やデータの名寄せ・突合（納付状況の確認を含む。） ⑷情報提供ネットワークシステムを利用した減免適用要件の確認 ⑸⑷のほか他団体との情報連携
③システムの名称	税務システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム（eLTAX）、eLTAX通知等電子配信システム（通知IFS）、地方税外部連携システム、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)システム

2. 特定個人情報ファイル名
税務システム名簿マスタファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法別表24の項及び133の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神奈川県総務局財政部税務指導課
②所属長の役職名	税務指導課長

6. 他の評価実施機関
-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課　又は　総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2350(税務指導課)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-2350

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　30万人以上　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人以上　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を本人または代理人から入手する際は、本人確認の措置の際に提示された個人番号カード、通知カード等の書類を確認することにより、特定個人情報入手の段階において、その正確性を確保している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	神奈川県総務局財政部課税課	神奈川県総務局財政部税務指導課	事後	組織再編
平成28年4月1日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長　尾埼美貴江	税務指導課長　尾埼美貴江	事後	人事異動
平成28年4月1日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神奈川県政策局情報企画部情報公開課　又は総務局財政部課税課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3718(情報公開課)又は2326(課税課)	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課又は　総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3718(情報公開広聴課)又は2326(税務指導課)	事後	組織再編
平成28年4月1日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	神奈川県総務局財政部課税課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-2326	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-2326	事後	組織再編
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成26年3月31日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成26年6月1日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課又は　総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3718(情報公開広聴課)又は2326(税務指導課)	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課又は　総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2352(税務指導課)	事後	組織再編
平成29年6月30日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-2326	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-285-0818	事後	組織再編
平成29年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年6月30日時点	平成29年3月31日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年3月31日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	―	税務指導課長	事後	様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策 1．提出する特定個人情報保護評価書の種類	―	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策 2．特定個人情報の入手	―	十分である	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策 3．特定個人情報の使用	―	十分である 十分である	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	―	十分である	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策 5．特定個人情報の提供移転	―	十分である	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策 6．情報提供ネットワークとの接続	―	[〇]接続しない（提供） 十分である	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策 7．特定個人情報の保管・消去	―	十分である	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策 8．監査	―	[〇]自己点検　[〇]内部監査　[　]外部監査	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策 9．従業者に対する教育・啓発	―	十分に行っている	事後	新様式への変更
令和2年1月9日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の16の項及び89の項	番号法第9条第1項　別表第一の16の項及び99の項	事後	根拠法令の施行
令和2年1月9日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課 又は　総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2352(税務指導課)	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課　又は 総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2352(税務指導課)	事後	組織再編
令和2年10月14日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月13日	Ⅰ　関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務電算システム	税務システム	事後	名称の変更
令和3年10月13日	Ⅰ　関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	税務電算システム名簿マスタファイル	税務システム名簿マスタファイル	事後	名称の変更
令和3年10月13日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	時点修正
令和3年10月13日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	時点修正
令和3年10月13日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二の28の項	番号法第19条第8号　別表第二の28の項	事後	根拠法令の施行
令和4年7月8日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課　又は総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2352(税務指導課)	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課　又は総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2326(税務指導課)	事後	組織再編
令和4年7月8日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-285-0818	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-2326	事後	組織再編
令和4年7月8日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課　又は総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2326(税務指導課)	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課　又は総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2350(税務指導課)	事後	組織再編
令和6年6月4日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-2326	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-2350	事後	組織再編

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月4日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の16の項及び99の項	番号利用法別表24の項及び133の項	事後	根拠法の改正
令和7年7月15日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の28の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項	事後	根拠法の改正
令和7年7月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	Ⅳ リスク対策 8．人手を介在させる作業	―	十分である	事後	新項目の追記
令和7年7月15日	Ⅳ リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	―	全項目評価または重点項目評価を実施する	事後	新項目の追記
	Ⅰ　関連情報 1．③システムの名称	税務システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム（eLTAX）、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)システム	税務システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム（eLTAX）、eLTAX通知等電子配信システム（通知IFS）、地方税外部連携システム、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)システム	事前	eLTAX通知等電子配信システム（通知IFS）、地方税外部連携システムを追加
	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和7年3月31日時点	令和8年3月31日時点	事後	時点修正
	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和7年3月31日時点	令和8年3月31日時点	事後	時点修正

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	県税の賦課、徴収等に関する事務　全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
神奈川県は、県税の賦課、徴収又は調査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	－

評価実施機関名
神奈川県知事

個人情報保護委員会　承認日 【行政機関等のみ】
公表日

［令和７年５月　様式４］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
（別添1）事務の内容
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ　その他のリスク対策
Ⅴ　開示請求、問合せ
Ⅵ　評価実施手続
（別添3）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課、徴収等に関する事務
②事務の内容　※	・地方税法その他の地方税に関する法律及び神奈川県県税条例等に基づき、県税の賦課徴収及び調査に関する事務を行っている。（別添1「事務の内容」参照） ①課税事務：納税者からの申告、届出等に基づき税額等を決定 ②減免事務：納税者からの申請に基づき税額を減免 ③収納管理事務：納税者からの納付額を課税額と照合 ④還付事務：納税者からの過誤納金を還付 ⑤納税証明事務：申請に基づき納税証明書を交付 ⑥徴収事務：滞納者に対し、滞納処分等を実施 ・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る次の事務に使用する。 ⑴納税者からの提出書類等（関係機関からの情報を含む。）に記載された個人情報の確認 ⑵住民基本台帳ネットワークシステムを利用した本人確認情報の確認 ⑶各種書類やデータの名寄せ・突合（納付状況の確認を含む。） ⑷情報提供ネットワークシステムを利用した減免適用要件の確認 ⑸⑷のほか他団体との情報連携
③対象人数	[　30万人以上　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	・地方税法その他の地方税に関する法律及び神奈川県県税条例等に基づく県税の賦課徴収に関する電算処理を行っている。 ①税目別システム：課税、減免、更正等の課税管理に関する業務 ②収納管理システム：収納、還付・充当、納税証明等の収納管理に関する業務 ③滞納者情報管理システム：滞納整理状況等の徴収管理に関する業務 ④宛名システム：納税者の宛名情報管理に関する業務
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 以下掲載のシステム（システム3及び4を除く）　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバ
②システムの機能	・団体内の業務システムと中間サーバとの連携を行うための機能を持っている。 ①団体内統合利用番号管理機能：業務システムからの要求により団体内統合利用番号を新規のものには付番し、既存のものには通知する。 ②中間サーバ連携機能：中間サーバからの要求により団体内統合利用番号に紐付く情報を通知する。 ③業務システム連携機能：業務システムからの要求により団体内統合利用番号に紐付く情報を通知する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[○] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバ、各業務システム　）

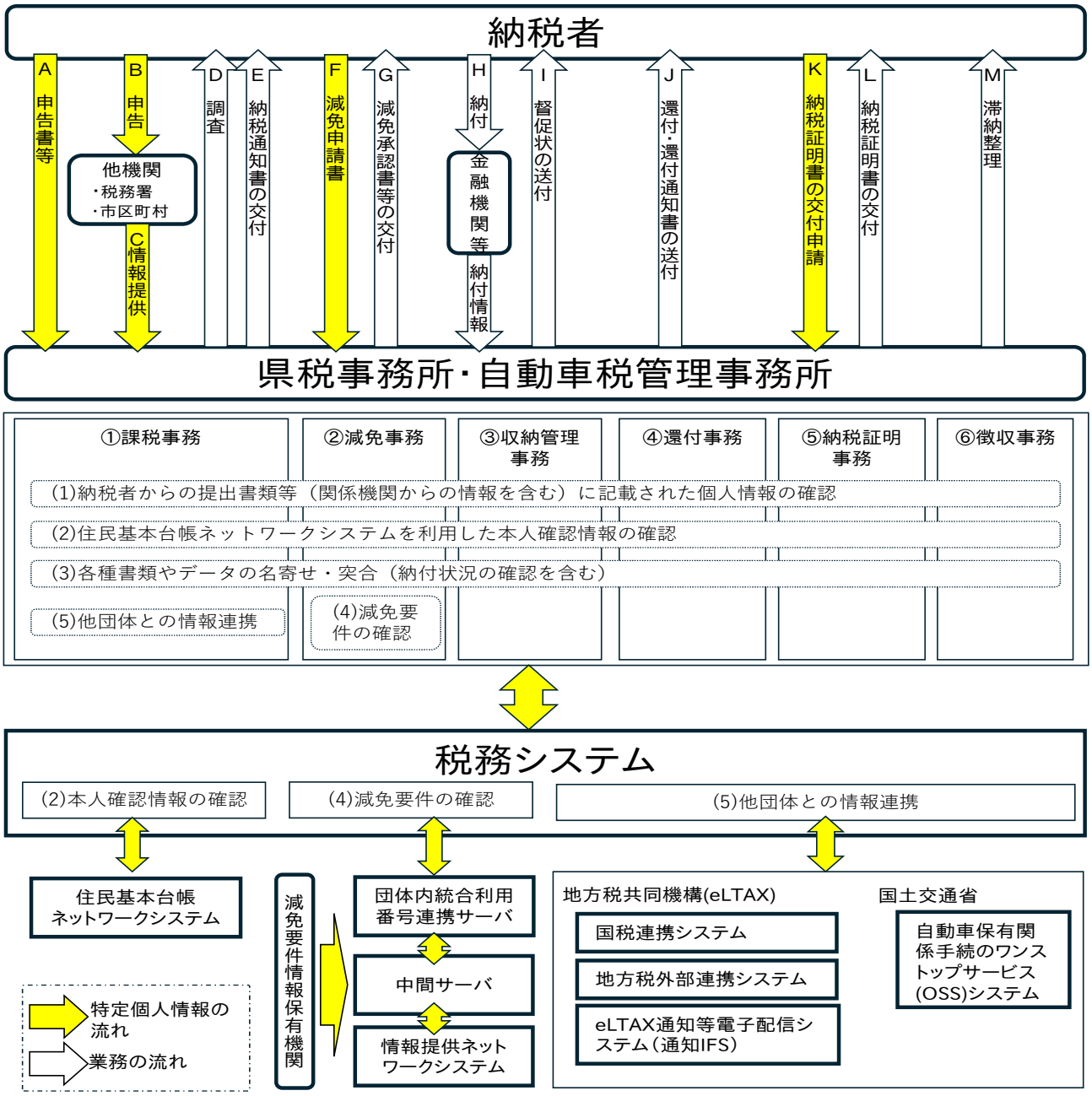
システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	･中間サーバは、情報提供ネットワークシステムにおけるインターフェイスシステムと各情報保有機関が保有する既存システムとの間で、符号と団体内統合利用番号を紐付け･管理し、特定個人情報の照会と提供を行う。 ①符号管理機能：情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合利用番号」とを紐付け、その情報を保管･管理する。 ②情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領）を行う。 ③情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 ④既存システム接続機能：中間サーバーと既存システム及び団体内統合利用番号連携サーバとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として、保持･管理する。 ⑦データ送受信機能：中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能：セキュリティを管理する。 ⑨職員認証･権限管理機能：中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制限を行う。 ⑩システム管理機能：バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　　）

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	①本人確認情報の更新：住民に係る最新の本人確認情報を、市町村、都道府県、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）で管理するため、市町村におけるコミュニケーションサーバが本人確認情報の更新情報を都道府県におけるサーバに通知し、都道府県におけるサーバが機構におけるサーバに当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ②本人確認情報の提供：住基法に基づく都道府県知事保存本人確認情報又は機構保存本人確認情報の照会に対し、照会対象者の4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイル又は機構保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。（必要に応じて帳票に出力、又は代表端末若しくは業務端末を操作し媒体連携若しくは回線連携により出力する。） ③本人確認情報の利用：住基法に基づく都道府県知事保存本人確認情報の検索に対し、検索対象者の4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。（必要に応じて帳票に出力、又は代表端末若しくは業務端末を操作し媒体連携若しくは回線連携により出力する。）
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　] その他　（　　）

システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	・ 国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、全都道府県及び全市町村が会員となっている地方税共同機構が構築した地方税ポータルシステムeLTAXを構成するシステムのひとつであり、平成23年1月から運用が開始されている。 ・ 国税庁のe-Taxにより提出された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で提出された所得税申告書等に係るデータ及び国税庁と地方公共団体間の照会・回答に係るデータが総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じ送付される。 ・ 国税連携システムには、 ① 国税庁からeLTAXを通じて送付された所得税申告書等データの受領 ② 他の都道府県に対する所得税申告書等データの送付等の機能 ③ 国税庁と地方公共団体間の電子的な照会・回答機能 がある。 ・ このシステムは地方税共同機構が運用しており、本県の税務システムとデータ連携する際の中継サーバまでを本県が所管している。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム　[] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム　[] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等　[○] 税務システム [○] その他 （ 地方税外部連携システム ）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	eLTAX通知等電子配信システム（通知IFS）
②システムの機能	eLTAX通知等電子配信システムは、地方税共同機構が提供する、納税者から納税通知書等に係る電子通知希望申請の受付や電子通知の送付を行うためのシステムである。 電子通知希望申請があった場合、各自治体は同システムの自治体側機能（通知IFSという）を通じてその情報を確認することができる。各自治体は、電子通知希望申請に応じて電子納税通知書等を作成して通知IFSへアップロードすることにより、納税者が電子納税通知書等を利用できる。 このシステムは地方税共同機構が運用しており、本県の税務システムとデータ連携している。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム　[] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム　[] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等　[○] 税務システム [] その他 （ ）
システム7	
①システムの名称	地方税外部連携システム
②システムの機能	地方税共同機構が提供するシステムであり、LGWANを経由して国税庁及び地方公共団体間の電子的な照会・回答機能やファイル回送機能を有する。 このシステムは地方税共同機構が運用しており、本県の税務システムとデータ連携している。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム　[] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム　[] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等　[○] 税務システム [○] その他 （ 国税連携システム ）

システム8	
①システムの名称	自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)システム
②システムの機能	・OSSシステムとは、自動車を保有するために必要な手続（検査・登録、保管場所証明、国税及び地方税の納税等）をインターネットにより一括して行うために国土交通省が主体となって、国、県及び警察が協力して運営している全国的なシステムである。以下、OSSシステムのうち地方税である自動車税部分について記載する。 ①申請データ受信機能：申請データの形式チェック、原本保管を行う。 ②税額算出機能：自動車税の算出を行い、税額データの保管を行う。 ③納付番号付与機能：MPN（マルチペイメントネットワーク）での納付に必要な納付番号を付与し、申請者に通知を行う。 ④納付情報消込機能：納付が確認できた申請データの消込を行い、納付消込情報を保管し、申請者に通知を行う。 このシステムのうち、自動車税に係るシステムについて地方税共同機構が運用しており、本県の税務システムとデータ連携している。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
税務システム名簿マスタファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	県税の課税額の決定、収納管理等の賦課、徴収等に関する事務を行う上で、納税者の特定や減免要件及び現住所等を確認する必要がある。
②実現が期待されるメリット	・添付書類の削減などによる納税者利便の向上 ・納税者の名寄せ事務の効率性及び正確性の向上による賦課徴収事務の効率化
5. 個人番号の利用　※	
法令上の根拠	番号利用法別表24の項及び133の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神奈川県総務局財政部税務指導課
②所属長の役職名	税務指導課長
8. 他の評価実施機関	
－	

（別添1）事務の内容


納税者
A 申告書等
B 申告
他機関
・税務署
・市区町村
C 情報提供
D 調査
E 納税通知書の交付
F 減免申請書
G 減免承認書等の交付
H 納付
金融機関等
納付情報
I 督促状の送付
J 還付・還付通知書の送付
K 納税証明書の交付申請
L 納税証明書の交付
M 滞納整理
県税事務所・自動車税管理事務所
①課税事務
②減免事務
③収納管理事務
④還付事務
⑤納税証明事務
⑥徴収事務
(1)納税者からの提出書類等（関係機関からの情報を含む）に記載された個人情報の確認
(2)住民基本台帳ネットワークシステムを利用した本人確認情報の確認
(3)各種書類やデータの名寄せ・突合（納付状況の確認を含む）
(5)他団体との情報連携
(4)減免要件の確認
税務システム
(2)本人確認情報の確認
(4)減免要件の確認
(5)他団体との情報連携
住民基本台帳ネットワークシステム
減免要件情報保有機関
団体内統合利用番号連携サーバ
中間サーバ
情報提供ネットワークシステム
地方税共同機構(eLTAX)
国税連携システム
地方税外部連携システム
eLTAX通知等電子配信システム（通知IFS）
国土交通省
自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)システム
特定個人情報の流れ
業務の流れ

（備考）

①課税事務
Ａ 納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。
Ｂ 納税者が他機関（税務署、市区町村）に申告を行う。
Ｃ 他機関から申告情報の提供を受け、確認を行う。
Ｄ 必要に応じて、申告の内容等について、調査を行う。
Ｅ 納税者に納税通知書を交付する。
②減免事務
Ｆ 納税者から提出される減免申請書を受け付け、減免要件の確認を行う。
Ｇ 納税者に減免承認書等を交付する。
③収納事務
Ｈ 納税者が金融機関等に納付し、金融機関等から県へ納付情報の通知を行う。
Ｉ 納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者へ督促状を送付する。
④還付事務
Ｊ 納付額が課税額より多い場合は超過額を還付し、還付通知書を送付する。
⑤納税証明事務
Ｋ 納税者から納税証明書の交付申請を受け付け、確認を行う。
Ｌ 納付を確認した場合は、納税証明書の交付を行う。
⑥徴収事務
Ｍ 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
税務システム名簿マスタファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		県税の納税者及び課税調査対象者
	その必要性	県税の課税額の決定、収納管理等の賦課、徴収等に関する事務を行う上で、納税者の特定や減免要件及び現住所等を確認する当たり、特定個人情報が必要となる。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [　] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　）
	その妥当性	・個人番号及びその他識別情報：納税者の特定のために保有 ・4情報及び連絡先：①賦課決定における課税要件の確認、②納税通知書等の送付、③本人への連絡等のために保有 ・国税関係情報及び地方税関係情報：税額の確定のために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報及び障害者福祉関係情報：税額の減免のために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成29年1月4日
⑥事務担当部署		神奈川県総務局財政部税務指導課
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署　（　障害福祉課、生活援護課、市町村課、デジタル戦略本部室　） [○] 行政機関・独立行政法人等　（　国税庁（税務署）　） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　他の都道府県、市区町村　） [　] 民間事業者　（　） [　] その他　（　）

②入手方法		[○] 紙　[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)　[　] フラッシュメモリ [　] 電子メール　[○] 専用線　[　] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　(総合行政ネットワーク(LGWAN)、IP-VPN(国税庁)　)
③入手の時期・頻度		<定期的に入手する事務> ・個人事業税の定期課税に関する事務(2月から3月の所得税の確定申告時期) <個別的に入手する事務> ・申告書及び申請書等の受付の都度 ・賦課徴収の調査のために必要な都度
④入手に係る妥当性		<定期的に入手する事務> ・個人事業税の定期課税を行うため、所得税の確定申告時期に税務署に提出された所得税の申告書等の情報を国税連携システムを通じて入手する。 <個別的に入手する事務> ・県税の申告又は届出等については、本人からの提出を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随時入手する。 ・必要に応じて賦課徴収に必要な情報を関係各機関に随時確認する。 ・県税の減免申請については、申請者の負担を軽減するため、必要な情報を情報提供ネットワークを通じて入手する。
⑤本人への明示		本人から入手する情報については、地方税法等で定められている。また、他の機関及び情報提供ネットワークを通じて入手を行うことは、番号法で定められている。
⑥使用目的 ※		県税の賦課徴収事務及び調査事務
	変更の妥当性	-
⑦使用の主体	使用部署 ※	税制企画課、税務指導課、各県税事務所、自動車税管理事務所
	使用者数	[　500人以上1,000人未満　]　<選択肢> 1) 10人未満　2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満　4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満　6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・地方税法その他の地方税に関する法律及び神奈川県県税条例等に基づき、県税の賦課徴収及び調査に関する事務を行っている。 ①課税事務:納税者からの申告、届出等に基づき税額等を決定 ②減免事務:納税者からの申請に基づき税額を減免 ③収納管理事務:納税者からの納付額を課税額と照合 ④還付事務:納税者からの過誤納金を還付 ⑤納税証明事務:申請に基づき納税証明書を交付 ⑥徴収事務:滞納者に対し、滞納処分等を実施 ・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る次の事務に使用する。 (1)納税者からの提出書類等(関係機関からの情報を含む。)に記載された個人情報の確認 (2)住民基本台帳ネットワークシステムを利用した本人確認情報の確認 (3)各種書類やデータの名寄せ・突合(納付状況の確認を含む。) (4)情報提供ネットワークシステムを利用した減免適用要件の確認 (5)(4)のほか他団体との情報連携
	情報の突合 ※	・県税の賦課徴収事務を行うため、申告書等に記載された納税者情報と特定個人情報ファイルに記録されている納税者情報との突合を行う。【上記(1)から(3)及び(5)】 ・県税の賦課徴収事務を行うため、他の機関等から入手した納税者情報と特定個人情報ファイルに記録されている納税者情報との突合を行う。【上記(1)から(3)及び(5)】 ・県税の減免事務を行うため、申請の内容と情報提供ネットワークシステムから入手した減免要件情報との突合を行う。【上記(4)】
	情報の統計分析 ※	県税の調定収入状況、滞納整理状況、課税状況の把握は行うが、特定の個人を判別しうる統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・更正、決定若しくは賦課決定又は加算金決定処分 ・過誤納金の充当処分 ・滞納処分 ・その他賦課徴収に係る決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 4 ） 件
委託事項1		税務システムの管理運用業務
①委託内容		税務システムの安定した運用のためのシステムの維持管理、障害対応、簡易なプログラム修正及びネットワーク監視業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	県税の納税者及び課税調査対象者
	その妥当性	税務システムの管理運用及びプログラム修正に当たっては、電算処理の対象である納税義務者の特定個人情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際に、入札結果として県ホームページで公表している。
⑥委託先名		株式会社日立製作所横浜支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書等では、業務を第三者に委託してはならないとしているが、あらかじめ書面により申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。委託先からの再委託承諾願に基づき、再委託の合理性及び情報セキュリティ、個人情報保護の観点から審査を行い、問題がない場合は承諾するものとしている。
	⑨再委託事項	税務システムの管理運用業務の一部
委託事項2～5		
委託事項2		自動車税申告書受付等業務
①委託内容		自動車税の申告･減免受付、収納事務及び電話応答等業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	自動車税の納税者
	その妥当性	自動車税の申告･減免受付や記載内容の審査を行うため、その事務の範囲内の特定個人情報を委託先で取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線　[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際に、入札結果として県ホームページで公表している。
⑥委託先名		トランス・コスモス株式会社
再委託	⑦再委託の有無　※	[　再委託しない　] <選択肢> 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		自動車税コールセンターの運営業務
①委託内容		自動車税の「問合せに対する回答」と「電話による未納者への自主納付の呼びかけ」業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲　※	自動車税の納税者
	その妥当性	自動車税の問い合わせに対する回答、納付の呼びかけ及び納付書の作成・送付に関する事務は、自動車税の納税者を対象としているため、その事務の範囲内の特定個人情報を委託先で取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　] <選択肢> 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線　[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [○] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際に、公報を県ホームページで公表している。
⑥委託先名		株式会社バックスグループ
再委託	⑦再委託の有無　※	[　再委託しない　] <選択肢> 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		地方税ポータルシステムに係るASPサービスの導入、提供及び運用保守等業務委託
①委託内容		地方税ポータルシステムに係るASPサービスの導入、提供及び各種運用保守等の業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人事業税の課税調査対象者
	その妥当性	所得税申告書データの連携などを行うため、対象となる本人の特定個人情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線　[]電子メール　[]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） []フラッシュメモリ　[]紙 [○]その他　（ 総合行政ネットワーク（LGWAN） ）
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際に、入札結果として県ホームページで公表している。
⑥委託先名		株式会社インテック
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		[○]提供を行っている　（ 1 ）件　[]移転を行っている　（ ）件 []行っていない
提供先1		他の都道府県知事
①法令上の根拠		番号法第19条第10号
②提供先における用途		個人事業税の賦課資料
③提供する情報		本県及び他の都道府県に事務所、事業所を有する者に係る所得税確定申告書等の情報
④提供する情報の対象となる本人の数		[1万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		国税連携システム等で入手した所得税確定申告書等の情報のうち、本県及び他の都道府県に事務所、事業所を有する納税者及び課税調査対象者

⑥提供方法	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[○] 紙 [○] その他　（ 国税連携システム　　）
⑦時期・頻度	関係都道府県における事業税の課税標準とすべき所得を決定した場合に随時
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　　] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<税務システムにおける措置> ①県情報主管課が整備したコンピュータセンターに用意されたサーバ内に保管する。 ②サーバラックは施錠管理を行っている。 <県コンピュータセンターにおける措置> ①水災害被害の危険が少ない等の安全な施設 ②地震、火災、落雷に強い建物 ③24時間365日稼働のための設備（電源設備、空調設備、通信設備の冗長化による故障や保守作業時における連続稼働の実現など） ④高セキュリティ対策（ICカード・生体認証等によるアクセス管理、監視員・監視カメラ・監視センサー等による監視） ⑤コンピュータセンターへの入室には、県情報主管課に申請を行い、承認を得る必要がある。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <国税連携システムにおける措置> ①国税連携システムの受信サーバは、有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置した施錠可能なラック内に保管する。 ②サーバ室の入退室については，システム管理者が許可した者に限定しており，サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。
②保管期間	期間	[　6年以上10年未満　] <選択肢> 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	更正や訴訟等に対応するために記録を保存する必要がある。
③消去方法		<税務システムにおける措置> ①データについては、システムで消去する。 ②申告書等の紙媒体については外部業者による裁断処理を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考		

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

税務システム名簿マスタファイル
（マイナンバー情報テーブル）
税目コード、名簿キー、名簿区分、県税事務所コード、法人個人区分コード、マイナンバー、団体内宛名番号、組織コード、氏名カナ、氏名漢字、編集後氏名漢字、市区町村コード、住所コード、住所、外字住所、生年月日、性別コード、住基異動事由コード、異動年月日、氏名外字数、住所外字数、紐付解除理由、照会要求年月日、照会返却年月日、登録区分コード、登録解除区分コード、業務更新年月日、削除フラグ、作成ユーザID、作成端末ID、作成年月日、作成時刻、更新ユーザID、更新端末ID、更新年月日、更新時刻、排他キー

（マイナンバー履歴情報テーブル）
税目コード、名簿キー、名簿区分、履歴番号、県税事務所コード、法人個人区分コード、マイナンバー、団体内宛名番号、組織コード、氏名カナ、氏名漢字、編集後氏名漢字、市区町村コード、住所コード、住所、外字住所、生年月日、性別コード、住基異動事由コード、異動年月日、氏名外字数、住所外字数、紐付解除理由、照会要求年月日、照会返却年月日、登録区分コード、登録解除区分コード、業務更新年月日、削除フラグ、作成ユーザID、作成端末ID、作成年月日、作成時刻、更新ユーザID、更新端末ID、更新年月日、更新時刻、排他キー

（業務利用番号情報テーブル）
税目コード、名簿キー、名簿区分、業務利用番号、削除フラグ、作成ユーザID、作成端末ID、作成年月日、作成時刻、更新ユーザID、更新端末ID、更新年月日、更新時刻、排他キー

(個人事業税名簿マスタ)
納税義務者番号、局署整理番号、利用者ID、住民票コード、業種コード、開業コード、開業年月日、廃業コード、廃業年月日、生年月日、氏名カナ、氏名漢字、事業所__住所コード、事業所__地番、事業所__方書、事業所__地番方書（圧縮）、事業所コード、自宅__住所コード、自宅__地番、自宅__方書、自宅__地番方書（圧縮）、送達先__住所コード、送達先__地番、送達先__方書、送達先__地番方書（圧縮）、電話番号フラグ1、電話番号1、電話番号フラグ2、電話番号2、金融機関コード、支店コード、預金種別コード、口座番号、口座名義人コード、口座名義人カナ、課税状況コード、分割等コード、営業等所得認定コード、委託サイン、身障減免サイン、不動産所得認定コード、繰越欠損サイン、現__県税事務所コード、前__県税事務所コード、特記事項、課税注意コード、勧奨カード発行済サイン、自動作成コード、相続人コード、更新年月日

（不動産取得税マスタ（基本部））
名簿部. 課税年度、納税通知書番号、名簿部. 課税月、名簿基本部セグメントコード、県税事務所コード、氏名エラーコード、組織コード、氏名カナ、氏名漢字、追加納通枚数、納通枚数（総数）、送達先__住所コード、送達先__地番、送達先__方書、送達先__地番方書（圧縮）、物件所在地__住所コード、物件所在地__地番、物件所在地__方書、物件所在地__地番方書（圧縮）、筆数又は戸数、取得年月日、新築年月日、更新年月日、電話番号、金融機関コード、支店コード、預金種別コード、口座番号、口座名義人コード、口座名義人カナ、物件種別コード、評価コード、取得原因コード、課税取消フラグ、延地積又は延面積、登録価格又は評価額、特例控除1__控除コード、特例控除1__金額、特例控除2__控除コード、特例控除2__金額、持分等による免税点、端数金額の合計額、課税標準1__税率コード、課税標準1__金額、課税標準2__税率コード、課税標準2__金額、合計税額、税額控除1__控除コード、税額控除1__金額、税額控除2__控除コード、税額控除2__金額、税額控除3__控除コード、税額控除3__金額、宅地__地積又は住宅部分の面積、宅地__登録価格又は評価額、宅地外__地積、宅地外__登録価格又は評価額、農地__地積、農地__登録価格又は評価額、山林__地積、山林__登録価格又は評価額、その他__地積、その他__登録価格又は評価額、当初登録価格又は評価額、当初__課税標準1__税率コード、当初__課税標準1__金額、当初__課税標準2__税率コード、当初__課税標準2__金額、DVコード、収集年度、収集月、調査票番号、課税部セグメントコード、課税収納部. 課税年度、課税収納部. 課税月、調定年月日、税額当初調定額、税額変更後調定額、税額未済額、延滞金調定額、延滞金未済額、完結年月日、納通発付コード、納期限、督促発付コード、督促発付年月日、延滞金計算区分コード、滞納処分コード、還付処理コード、徴収猶予コード、徴収猶予申請年月日、徴収猶予期間（始）、徴収猶予期間（終）、徴収猶予額、変更後徴収猶予額、延滞金免除1__延滞金率コード、延滞金免除1__期間（始）、延滞金免除1__期間（終）、延滞金免除2__延滞金率コード、延滞金免除2__期間（始）、延滞金免除2__期間（終）、延滞金免除3__延滞金率コード、延滞金免除3__期間（始）、延滞金免除3__期間（終）、現__県税事務所コード、前__県税事務所コード、異動年月日

（自動車税名簿マスタ）
登録番号、登録年月日、処理番号、車台番号上14桁、車台番号下3桁、型式、車名、定員、排気量、積載量、形状コード、塗色コード、燃料コード、用途コード、型式指定番号、類別区分番号、車両重量、車両総重量1、車両総重量2、ハイブリッドサイン、低燃費フラグ、軽課区分、超過不均一率コード、普通小型区分コード、OSSコード、使用者__組織コード、使用者__氏名カナ、使用者__氏名漢字、使用者__住所コード、使用者__県税事務所コード、使用者__地番方書（圧縮）、使用者__地番、使用者__方書、住所更新事由コード、住所更新年月日、リース等コード、納税義務者コード、ディーラーコード、ディーラーコード連番、所有権留保コード、所有権留保解除年月日、所有者__組織コード、所有者__氏名漢字、所有者__住所コード、所有者__地番方書（圧縮）、所有者__地番、所有者__方書、車検有効期限、初度登録年月、証明書交付注意コード、証明書受付県税事務所コード、税率コード、排出ガス適合コード、登録事由コード、異動事由コード、異動年月日、非課税等コード、非課税等__受付県税事務所コード、非課税等申請年月日、課税保留等コード、課税保留等受付県税事務所コード、課税保留等申請年月日、課税保留等処理年月、レコード状態__ダミーサイン、レコード状態__税率コードエラー、レコード状態__使用者漢字氏名エラー、レコード状態__変更前登録番号、レコード状態__変更後登録番号、定期課税サイン、証紙調定コード、証紙調定額、還付サイン、四輪適用サイン、変更前__登録番号、変更前__登録年月日、変更前__処理番号、変更前__変更年月、変更後__登録番号、変更後__登録年月日、変更後__処理番号、変更後__変更年月、大口等コード、大口等支店コード、一括納税除外サイン、使用の本拠__住所コード、使用の本拠__地番、使用の本拠__方書、電話番号フラグ1、電話番号1、電話番号フラグ2、電話番号2、還付先__金融機関コード、還付先__支店コード、還付先__預金種別コード、還付先__口座番号、前年公示サイン、滞納履歴サイン、返戻調査結果コード、減免保留予定コード、課税除外履歴コード、口座振替__金融機関コード、口座振替__支店コード、口座振替__預金種別コード、口座振替__口座番号、口座振替__連番、口座名義人コード、振替依頼区分コード、転出時異動事由コード、転出時異動年月日、更新年月日、DV等被害者フラグ、分配使用者__組織コード、分配使用者__氏名漢字、分配使用者__住所コード、分配使用者__県税事務所コード、分配使用者__地番方書（圧縮）、分配使用者__地番、分配使用者__方書

（申告書マスタ（自動車税））
県税事務所コード、処理年月日、申告書申請区分、手作業区分、シーケンス番号/連番、登録番号、登録年月日、処理番号、OSS受付番号、ディーラーコード、指定・持込区分、旧登録番号、初度登録年月、申告区分、取得原因コード、種別割：課税区分、環境割：課税区分、用途コード、種別コード、燃料コード、調定年度、調定年月日、環境割：最終履歴番号、環境割：車両本体取得価格、環境割：付加物取得価格、環境割：本来課税標準額、環境割：バリアフリー・ASV特例コード、環境割：控除額、環境割：課税標準額、自営医路区分、環境割：本来税率、環境割：控除前税額、環境割：税率区分コード、環境割：控除税率、環境割：税率、環境割：控除後税額、環境割：非課税等コード、環境割：非課税等申請年月日、環境割：当初税額、環境割：変更後税額、環境割：過少申告加算金、環境割：不申告加算金、環境割：重加算金、環境割：未徴収フラグ、環境割：課税フラグ、環境割：減免フラグ、種別割：最終履歴番号、種別割：特種用途、種別割：税率コード、種別割：税率コード自動算出フラグ、種別割：グリーン化特例コード、種別割：重軽課区分、種別割：年税額、種別割：課税月数、種別割：非課税等コード、種別割：税額、種別割：未徴収フラグ、税額の合計、種別割：分配追加フラグ、種別割：税率コード分配追加フラグ、種別割：分配追加処理年月日、車台番号下3桁、納税義務者コード、納税義務者住所コード、納税義務者地番、納税義務者方書、納税義務者漢字住所（OSS）、納税義務者方書チェックフラグ、納税義務者電話先1、納税義務者電話番号1、納税義務者電話先2、納税義務者電話番号2、同一人名義変更、納税義務者氏名、納税義務者氏名フリガナ、納税義務者郵便番号、納税義務者生年月日、所有者氏名、所有者氏名フリガナ、所有者住所、使用者氏名、使用者氏名フリガナ、使用者住所、旧所有者氏名、旧所有者住所、旧使用者氏名、旧使用者住所、車体の形状、車名（通称名）、型式、型式指定番号、類別区分番号、車台番号、乗車定員1、乗車定員2、最大積載量1(kg)、最大積載量2(kg)、車両重量1(kg)、車両重量2(kg)、車両総重量1(kg)、車両総重量2(kg)、原動機の型式、長さ1(cm)、長さ2(cm)、幅1(cm)、幅2(cm)、高さ1(cm)、高さ2(cm)、総排気量又は定格出力(l,kw)、ロータリー区分、ローター数、燃料の種類、環境割：現実の取得価額、環境割：付加物内訳品名、環境割：付加物内訳価額、環境割：燃費(km/l)、環境割：変速装置、環境割：構造、主たる定置所、旧主たる定置所市町村名、車検有効期限、商品車である場合の古物商許可番号、取得前の用途、取得前の用途年、所有形態、該当申告に関わる者氏名、該当申告に関わる者住所、該当申告に関わる電話番号、総括エラーフラグ、申告区分エラーフラグ、取得原因コードエラーフラグ、種別割：課税区分エラーフラグ、環境割：課税区分エラーフラグ、登録番号エラーフラグ、登録年月日エラーフラグ、旧登録番号エラーフラグ、初度登録年月エラーフラグ、納税義務者方書エラーフラグ、納税義務者生年月日エラーフラグ、納税義務者電話番号1エラーフラグ、用途コードエラーフラグ、種別コードエラーフラグ、自営医路区分エラーフラグ、燃料の種類エラーフラグ、環境割：車両本体取得価格エラーフラグ、環境割：付加物取得価格エラーフラグ、環境割：課税標準額エラーフラグ、環境割：税率エラーフラグ、環境割：税額エラーフラグ、環境割：バリアフリー・ASV特例コードエラーフラグ、環境割：税率区分コードエラーフラグ、種別割：年税額エラーフラグ、種別割：課税月数エラーフラグ、種別割：税額エラーフラグ、種別割：グリーン化特例コードエラーフラグ、税額の合計エラーフラグ、取得前の用途エラーフラグ、所有形態エラーフラグ、住所コードエラーフラグ、地番エラーフラグ、納税義務者コードエラーフラグ、同一人名義変更エラーフラグ、ロータリーエラーフラグ、医療区分エラーフラグ、環境割：未徴収サインエラーフラグ、種別割：未徴収サインエラーフラグ、燃料コードエラーフラグ、種別割：特種用途エラーフラグ、種別割：税率コードエラーフラグ、環境割：非課税等コードエラーフラグ、種別割：非課税等コードエラーフラグ、車台番号下3桁エラーフラグ、エラーコード、職員備考フラグ、添付資料フラグ、削除フラグ、WindowsログインID、使用端末名、更新年月日、法人番号、法人番号エラーフラグ、法人番号フラグ、OSS受付番号枝番

（身体障害者減免マスタ）
登録番号、登録年月日、処理番号、車台番号下3桁、非課税等コード、受付県税事務所コード、申請年月日、取消年月日、使用者__組織コード、使用者__氏名カナ、使用者__氏名漢字、使用者__生年月日、使用者__住所コード、使用者__県税事務所コード、使用者__地番方書（圧縮）、使用者__地番、使用者__方書、身障者__氏名カナ、身障者__漢字氏名、身障者__生年月日、身障者__住所コード、身障者__県税事務所コード、身障者__地番方書（圧縮）、身障者__地番、身障者__方書、手帳の種類・障害の程度コード、障害名コード、手帳（交付）番号、交付年月日、身障者一致コード、運転者__カナ氏名、運転者__漢字氏名、運転者一致コード、備考、発付年月、調査コード、更新年月日

（ゴルフ名簿マスタ）
登録番号、県税事務所コード、税目コード、業種コード、決算期__上期、決算期__下期、青色申告等区分コード、送付先サイン、屋号カナ、屋号漢字、特徴者__組織コード、特徴者名カナ、特徴者名漢字、資本金額（千円）、開業年月日、登記区分コード、登録年月日、廃業年月日、休業開始年月日、休業終了年月日、営業日数コード、最終調査等コード、最終調査等年月日、等級、ホール数、ビジタ料金、特徴者__住所コード、特徴者__地番、特徴者__方書、特徴者__地番方書（圧縮）、営業所__住所コード、営業所__地番、営業所__方書、営業所__地番方書（圧縮）、電話番号__住所、電話番号__営業所、還付先__金融機関コード、還付先__支店コード、還付先__預金種別コード、還付先__口座番号、還付先__コード、還付先__組織コード、還付先__カナ、連名者数、連名者__組織コード、連名者カナ、連名者漢字、連名者__住所コード、連名者__地番、連名者__方書、連名者__地番方書（圧縮）、連名者__電話番号、申告書作成年月、更新年月日

（軽油名簿マスタ）
登録番号、県税事務所コード、税目コード、業種コード、決算期__上期、決算期__下期、青色申告等区分コード、送付先サイン、屋号カナ、屋号漢字、特徴者__組織コード、特徴者名カナ、特徴者名漢字、資本金額（千円）、開業年月日、登記区分コード、登録年月日、廃業年月日、休業開始年月日、休業終了年月日、営業日数コード、最終調査等コード、最終調査等年月日、一括納付区分、店舗数、納付先県税、申告納入区分、納入先県税、事業者コード、石商サイン、特徴者__住所コード、特徴者__地番、特徴者__方書、特徴者__地番方書（圧縮）、営業所__住所コード、営業所__地番、営業所__方書、営業所__地番方書（圧縮）、電話番号__住所、電話番号__営業所、還付先__金融機関コード、還付先__支店コード、還付先__預金種別コード、還付先__口座番号、還付先__コード、還付先__組織コード、還付先__カナ、連名者数、連名者__組織コード、連名者カナ、連名者漢字、連名者__住所コード、連名者__地番、連名者__方書、連名者__地番方書（圧縮）、連名者__電話番号、申告書作成年月、代表者名、主取引先都道府県コード、主取引先法人番号、主取引先事業所番号、主取引先コード、混和調査年月日、ローリー等、タンク1油種コード、タンク1容量、タンク1基数、タンク2油種コード、タンク2容量、タンク2基数、タンク3油種コード、タンク3容量、タンク3基数、タンク4油種コード、タンク4容量、タンク4基数、更新年月日

（滞納者名簿マスタ）
県税事務所コード、名簿KEY、滞納者番号、表示用名簿KEY、印刷用名簿KEY、税目コード、組織コード、漢字氏名、カナ氏名、住所コード、地番方書、地番、方書、組織コード1、漢字氏名1、カナ氏名1、住所コード1、地番方書1、地番1、方書1、住所コード2、地番方書2、地番2、方書2、電話番号フラグ1、電話番号1、電話番号フラグ2、電話番号2、電話番号フラグ3、電話番号3、送付先コード、口座振替コード、業種コード、新築年月日、取得年月日、物件種別コード、取得原因コード、筆数または戸数、納通枚数、延地積または延面積、連名者数、カナ屋号、漢字屋号、車体番号、車検有効期限、初度登録年月、異動事由コード、異動年月日、転出時異動事由コード、転出時異動事由年月日、リース等コード、納税義務者コード、返戻調査結果コード、滞納履歴サイン、変更後登録番号、大口コード、車名、所有権留保コード、所有者コード、交付注意コード、ホスト更新年月日、更新者、更新年月日、更新フラグ、個人生年月日

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システム名簿マスタファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・申告書等は、納税義務者本人が記載して提出するものであるため、当該納税義務者の情報しか入手することはできない。また、情報が誤って記載されていないか確認を行う。 ・システムからの入手については、情報照会の記録を逐一保存することにより、対象者以外の情報の入手の抑止を図る。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・申請書等に必要な情報以外を誤って記載することがないような書面形式とする。また、情報が誤って記載されていないか確認を行う。 ・システムからの入手については、システム自体が必要な情報のみ取得できるように制御されている。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・申告書等は、法令等において手続に必要な事項を規定した様式となっていることから、納税者は使用目的を認識した上で提出している。 ・システムからの入手は、特定の権限者以外は情報照会できず、また情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みを備えている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・本人から対面（又は郵送）で入手した場合は、個人番号カード、通知カード又は運転免許書等（又はその写し）により本人確認を行う。 ・代理人から対面（又は郵送）で入手した場合は、委任状等により代理権の確認及び代理人の個人番号カード、通知カード又は運転免許書等（又はその写し）により代理人の確認を行い本人の個人番号カード又は通知カード等の写しにより本人確認を行う。 ・外部システムから入手する場合は、入手元が本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、当県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード、通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し等により、真正性確認を行う。以前に取得した個人番号が変更されていないか確認を行い、変更があれば修正を行う。 ・必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムにより、確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・定期的に、住民基本台帳ネットワークシステムと突合し、正確性を確保する。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・県税事務所等に来所する場合は、窓口で対面で収受する。 ・郵送の場合は、所管の県税事務所等の住所を明記して送付する旨案内する。 ・外部システムからの入手は、セキュリティの確保された回線（総合行政ネットワーク等）を使用する。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・団体内統合利用番号連携サーバには、団体内統合宛名番号と個人番号のみを保有し、その他の個人情報を保持しない。 ・団体内統合利用番号連携サーバを介して、各業務システムを連携させる機能を持たせないなど、特定個人情報が使用目的を超えて取り扱われないようシステムで制御する。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務システムには、県税事務に関係のない情報を保有しない。 ・税務システムが他のシステムと接続する場合、連携する情報は県税事務に関する情報のみに限定されるようシステムで制限する。 ・税務システムと住民基本台帳ネットワークシステムとの回線連携においては、住民基本台帳ネットワークシステムの業務端末及び本人確認情報が目的外使用されないように通信制御を行う。	
その他の措置の内容	・税務システムは、権限を有する者しかアクセスできないよう、県情報主管課から職員個人に割り当てられる共通基盤IDとパスワードによる認証及び認可を行っている。 ・パスワードは定期的に変更しないと、共通基盤IDは失効する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	・県情報主管課から職員個人に割り当てられる共通基盤ID及びパスワードによる認証並びに指静脈による生体認証を行っている。 ・情報照会・情報提供の処理記録を共通基盤IDを含めて取得している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	①アクセス権限の発効 ・共通基盤IDが属しているグループ（部署及び業務別）にアクセス権限を付与している。 ・グループごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを整理し、必要なアクセス権限のみを付与している。 ②アクセス権限の失効 ・人事異動により、業務に必要なくなった権限は速やかに削除を行う。また、異動退職があった際は、共通基盤IDは県情報主管課により変更又は削除が行われる仕組みとなっている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	・共用IDは発行せず、必ず個人に対して割り当てられる共通基盤IDを利用する。 ・グループごと（部署及び業務別）にアクセス権限を管理している。 ・また、アクセス権限があるものについても、更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを整理し、必要なアクセス権限のみを設定している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1）記録を残している 2）記録を残していない
具体的な方法	・システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、ログ記録は1年間保存する。また、記録は必要に応じて税務システム管理担当者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。 ・なお、ログイン時のパスワード入力を複数回失敗した場合は、ログイン操作ができなくなる。	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・情報管理等について、情報セキュリティ点検チェックリスト等を使用して、年1回確認を行っている。 ・不祥事防止等について、定期的に研修を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・端末機からデータを不正に複製できないようシステム的に制限している。 ・バックアップ処理の実行権限を持つ者を限定している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[] 委託しない**
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託先を選定するに当たって、仕様書において個人情報保護体制について次のことを要件とする。 ・個人情報保護に関する規定、体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置(社内教育体制等) ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置(施設設備の整備、不正アクセス防止措置等) なお、税務システム管理者又は税務システム管理担当者は、必要に応じて委託先において個人情報保護体制が確保されているか報告を求め、立入調査を行う。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	＜選択肢＞ 1）制限している 2）制限していない
具体的な制限方法	作業場所を県庁舎内に限定したうえ、特定個人情報について次の規定を設けている。 ・特定個人情報ファイルへのアクセス権限を付与する従業員は、プロジェクトリーダ以上でなければならない。 ・それ以外の者が業務上特定個人情報ファイルへアクセスする必要がある場合は、プロジェクトリーダ以上の管理下で業務を行わなければならない。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1）記録を残している 2）記録を残していない
具体的な方法	作業場所を県庁舎内に限定したうえ、記録方法について次の規定を設けている。 ・特定個人情報ファイルを取り扱った者のユーザーID、操作日時、操作内容等のアクセスログを5年間保存し、必要に応じて職員がその内容を確認できるものとする。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	作業場所を県庁舎内に限定したうえ、特定個人情報の提供について次の規定を設けている。 ・原則として委託先から他者へ提供することはできず、神奈川県が承認した場合のみ提供できる。 ・原則として委託先から他者へ委託又は請負させてはならず、神奈川県が承認した場合のみ行うことができる。 ・提供にあたっては、提供先及び実施日等を記録し、税務システム管理担当者に報告を行う。なお、取扱いについては、提供先においても委託先と同様な措置を行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に提供する際、所定の書面を取り交わす。委託先から受領する場合も同様とし、書面は3年間保存する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	作業場所を県庁舎内に限定したうえ、特定個人情報の消去について次の規定を設けている。 ・業務が終了した場合又は特定個人情報ファイルの保存期間が過ぎた場合は、発注者の指示に基づき、返還、破棄又は消去しなければならない。 ・破棄又は消去の方法及び実施日等を記録し、必要に応じて職員がその内容を確認することができる。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
規定の内容	特定個人情報の秘密保持、取扱い、責任体制の整備、業務員等の教育及び研修、再委託の禁止、目的外の使用禁止、収集の制限、複写複製の禁止、安全管理、返還、廃棄又は消去、事故発生時の対応、立入調査等	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[　十分に行っている　] <選択肢> 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
	具体的な方法	原則として、委託先が他者へ委託することを禁止し、神奈川県が承諾した場合に限って認めること定めている。再委託する場合は、委託先及び再委託先の連名の特定個人情報保護に係る誓約書を求める。なお、再委託にあたっては、再委託を行う業務の内容、再委託が必要な理由、個人情報等保護措置の内容及び再委託先の監督方法等の確認を行う。
その他の措置の内容		再委託した業務をさらに委託する場合についても、再委託と同様な措置を行う。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　]提供・移転しない**
リスク1：　不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録		[　記録を残している　] <選択肢> 1）記録を残している　2）記録を残していない
	具体的な方法	<国税連携システム、地方税外部連携システムによる措置> ・提供する所得税確定申告書等の情報のほか、提供日及び提供した都道府県の所管課税事務所名を記録し、3年間保存する。
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[　定めている　] <選択肢> 1）定めている　2）定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<国税連携システム、地方税外部連携システムによる措置> ・全都道府県で利用されている国税連携システム、地方税外部連携システムにより、情報提供を行う。情報提供はシステム上、国税庁、都道府県及び市町村に限定されている。
その他の措置の内容		―
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		<国税連携システム、地方税外部連携システムによる措置> ・総合行政ネットワーク（LGWAN）を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御されている。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3：　誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		<国税連携システム、地方税外部連携システムによる措置> ・国税庁、都道府県及び市町村のみに情報を提供するようにシステムで制御されているので、提供先が正しく選択されているか、必ず複数の職員で確認を行う。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）　[○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されているため、安全性が担保されている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。 　中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みとなっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が保存されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>
①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が行われるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>
①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて遵守している　2）十分に遵守している 3）十分に遵守していない　4）政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している 3）十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している 3）十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて周知している　2）十分に周知している 3）十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない	
具体的な対策の内容	<税務システムにおける措置> ①県情報主管課が整備したコンピュータセンターに用意されたサーバ内に保管する。 ②サーバラックは施錠管理を行っている。 <県コンピュータセンターにおける措置> ①水災害被害の危険が少ない等の安全な施設 ②地震、火災、落雷に強い建物 ③24時間365日稼働のための設備（電源設備、空調設備、通信設備の冗長化による故障や保守作業時における連続稼働の実現など） ④高セキュリティ対策（ICカード・生体認証等によるアクセス管理、監視員・監視カメラ・監視センサー等による監視） ⑤コンピュータセンターへの入室には、県情報主管課に申請を行い、承認を得る必要がある。 <中間サーバ･プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <国税連携システムにおける措置> ①国税連携システムの受信サーバは、有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置した施錠可能なラック内に保管する。 ②サーバ室の入退室については，システム管理者が許可した者に限定しており，サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 <eLTAX通知等電子配信システム（通知IFS）、地方税外部連携システム及び自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）における措置> ①これらシステムから連携される特定個人情報は、県情報主管課が整備したコンピュータセンターに用意されたサーバ内に保管する。		

⑥技術的対策		[　　十分に行っている　　] <選択肢> 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<税務システムにおける措置> ①税務システムは仮想化基盤上で動作しており、物理端末上には特定個人情報に関するデータを保存しない。 ②税務システムは県情報主管課から提供される共通基盤ID及びパスワードによる認証並びに指静脈による生体認証を行っている。 ③端末機は、管理職による承認を得なければ外部入出力装置を接続することができない設定としている。 ④ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <国税連携システムにおける措置> ①ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ③外部からのアクセスに対しては、物理的にネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断している。 ④データベースへのアクセスに対しては、ファイアウォールで不正アクセスを遮断するとともに，プログラムにより、アクセス制御しており、システム管理者から許可を得た者以外は、データベースを参照・更新・消去することができない仕組みとしている。 <eLTAX通知等電子配信システム（通知IFS）、地方税外部連携システム及び自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）における措置> ①これらシステムから連携される特定個人情報は、職員PCからはVDI経由でのアクセスのみ許可し、VDIは県情報主管課が整備したコンピュータセンターに用意された仮想マシンを利用する。VDIはファイル持出不可設定、コピー＆ペースト不可設定等の制限ポリシーを設定している。

⑦バックアップ	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生あり　]	＜選択肢＞ 1）発生あり　　2）発生なし
その内容	①誤って送信先メールアドレスをTO欄に入れてイベントのお知らせを送信した。②誤って送信先メールアドレスをTO欄に入れて見学会の案内を送信した。③精神保健福祉診察の受入の打診に必要な情報を、誤って別の宛先にFAXで送付した。④特定医療費支給認定にかかる新規申請書の添付書類1通の所在が不明となった。⑤受託事業者のネットワークシステムがウイルスに感染し、個人情報等の流出の可能性が生じた。⑥受託事業者が、記入済問診票を含む歯科検診票を、誤って別の受診者に交付した。⑦入所利用者の氏名、利用者が通所する外部事業所名等が記載された書面を施設外で紛失した。⑧受託事業者のネットワークシステムがウイルスに感染し、個人情報等の流出の可能性が生じた。⑨受託事業者が、要配慮個人情報が掲載されたファイルを誤送信した。⑩要配慮個人情報の記載欄がある書類を紛失した。⑪施設利用者に送付する障害福祉サービスの内訳にかかる文書を誤送付した。⑫過去に県システムの構築、運用を委託していた事業者が不正アクセスを受け、個人情報漏えいの可能性が生じた。⑬受託事業者が、誤って本来送信すべきでない相手方を同報先として盲ろう者通訳・介助員の派遣に関するメールを送信した。⑭県が実施する事業を委託しているA社に対して、委託業務に含まれていない事業に係る個人情報を誤ってメールで送信した。⑮難病患者の特定医療費支給認定にあたり、審査担当医師に送付した事前審査書類が所在不明となった。⑯再委託先が、個人情報を保存しているパソコンの盗難に遭った。⑰県民あてに送付した封筒の一部が破損し、封入したUSBメモリの所在が不明になった。⑱受託事業者が、盲ろう者通訳・介助員派遣決定通知を誤って同姓の別人に送信した。⑲受託事業者が、氏名のマスキングが不十分な研修資料を配付した。⑳受託事業者が、個人情報が記録された資料を、誤ってダウンロード可能なクラウドストレージに添付した。㉑「経過的福祉手当」の受給者1名分のケースファイルの所在が不明となった。㉒受託事業者のシステムが不正アクセスを受け、個人情報が漏えいした。㉓要配慮個人情報を含む相談受付票を、誤って無関係の医療機関にFAXで送付した。	
再発防止策の内容	①個人情報の取扱いについて職員に徹底することとした。②メール送信の際は、適切な宛先設定及び複数人による確認を徹底することとした。③個人情報のマスキングの実施や、送付先のダブルチェックを徹底することとした。④個人情報を含む書類の複数人による確認等の徹底及び事務処理手順等の変更を検討することとした。⑤受託事業者において情報セキュリティを強化するとともに、県において受託事業者の監督を徹底することとした。⑥受託事業者において当日の書本人確認手続の追加等を行うとともに、県において措置の確実な実施を指導することとした。⑦個人情報が記載された書類は原則として持ち出さないこととしたほか、例外的に持ち出す場合は記載内容に配慮することとした。⑧外部機関による調査結果を踏まえ、新たなネットワークシステムの導入等を行うこととした。 ⑨受託事業者におけるファイルの管理方法の改善及びファイルの利用権限を持つ職員の限定を指示することとした。⑩書類の管理方法や持ち出し時のダブルチェック等を行うこととした。⑪文書封入時に、読み上げによるダブルチェックを行うこととした。⑫元委託先において、Webアプリケーションファイアウォールの多層化検討及び振る舞い検知の強化を実施することとした。⑬受託事業者において情報共有の方法やメール送信時のチェック体制を是正した。⑭メール送信の際は、添付ファイルの内容確認を徹底するとともに、複数人での確認を徹底することとした。⑮医師との書類のやり取りについての管理簿を作成するとともに、レターパックの追跡用シールを課内で保存することとした。⑯外出先での危機の管理方法や個人情報の漏えい等対策の見直し等を行うこととした。⑰記録媒体による個人情報の送付を控えるとともに、やむを得ず送付する場合は封筒破損を防ぐ措置を講じることとした。⑱受託事業者において、メールソフトに誤送信防止のアドインを導入する等の措置を講じることとした。⑲受託事業者において、資料提供時に十分な確認を徹底することとした。⑳受託事業者において、資料提供時に十分な確認を徹底することとした。㉑行政文書の適正な管理を徹底することとした。㉒検討中。㉓FAX送信時に、複数名による宛先の確認を徹底することとした。	
⑩死者の個人番号	[　　保管している　　]	＜選択肢＞ 1）保管している　　2）保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理していないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	納税者情報は、各申告情報に基づいており、賦課徴収事務において、必要があれば、調査等を行い情報の更新を行う。また、定期的に住民基本台帳ネットワークシステムと突合を行う。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1）定めている 2）定めていない
手順の内容	・システム上のデータで保存期間の過ぎた特定個人情報は、確認の上消去を行う。 ・紙媒体で保存期間の過ぎた特定個人情報は、確認の上外部業者による裁断溶解処理を行う。 ・媒体を問わず、廃棄の際は廃棄履歴を記録する。	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

Ⅳ　その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<税務システムの運用における措置> ・評価書の記載内容どおりの運用ができているか、情報セキュリティ点検チェックリスト等を使用して、年1回確認を行っている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<税務システムの運用における措置> ①以下の観点で内部監査を年に一度実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ②監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	

2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<税務システムの運用における措置> ①職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ③違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	

3. その他のリスク対策
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅴ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課　又は　総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2385(税務指導課)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示･訂正･利用停止請求を受け付ける。
特記事項	―
③手数料等	[　　無料　　]　　＜選択肢＞ 1) 有料　　2) 無料 （手数料額、納付方法：手数料は無料、写しの交付に要する費用は請求者の負担　　）
④個人情報ファイル簿の公表	[　行っていない　]　　＜選択肢＞ 1) 行っている　2) 行っていない
個人情報ファイル名	―
公表場所	―
⑤法令による特別の手続	―
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	―
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111内線2385
②対応方法	･問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

Ⅵ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	［　　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　　］ ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	かながわ県民意見反映手続要綱に基づき、県ホームページ及び県の窓口にて意見募集の掲載を行い、電子メール又は書面にて意見の受付を行う。
②実施日・期間	令和8年6月26日～令和8年7月27日
③期間を短縮する特段の理由	－
④主な意見の内容	提出されたご意見はありませんでした。
⑤評価書への反映	－
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月15日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る次の事務に使用する。 (1)略 (2)賦課徴収に当たっての個人情報の確認（納税通知書等の返戻調査を含む。） (3)略 (4)略 (5)略	・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る次の事務に使用する。 (1)略 (2)住民基本台帳ネットワークシステムを利用した本人確認情報の確認 (3)略 (4)略 (5)略	事前	重要な変更
平成28年12月15日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[　]住民基本台帳ネットワークシステム	[○]住民基本台帳ネットワークシステム	事前	重要な変更
平成28年12月15日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	①略 ②本人確認情報の提供：住基法に基づく都道府県知事保存本人確認情報又は機構保存本人確認情報の照会に対し、照会対象者の4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイル又は機構保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。（必要に応じて帳票に出力、又は代表端末により電子記録媒体に出力する。） ③本人確認情報の利用：住基法に基づく都道府県知事保存本人確認情報の検索に対し、検索対象者の4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。（必要に応じて帳票に出力、又は代表端末により電子記録媒体に出力する。）	①略 ②本人確認情報の提供：住基法に基づく都道府県知事保存本人確認情報又は機構保存本人確認情報の照会に対し、照会対象者の4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイル又は機構保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。（必要に応じて帳票に出力、又は代表端末若しくは業務端末を操作し媒体連携若しくは回線連携により出力する。） ③本人確認情報の利用：住基法に基づく都道府県知事保存本人確認情報の検索に対し、検索対象者の4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。（必要に応じて帳票に出力、又は代表端末若しくは業務端末を操作し媒体連携若しくは回線連携により出力する。）	事前	重要な変更
平成28年12月15日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[　]税務システム	[○]税務システム	事前	重要な変更
平成28年12月15日	（別添1）事務の内容 ①課税事務～⑥徴収事務の図	(2)賦課徴収に当たっての個人情報の確認（納税通知書等の返戻調査を含む。）	(2)住民基本台帳ネットワークシステムを利用した本人確認情報の確認	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月15日	(別添1)事務の内容 税務電算システムと他のシステムとの連携の図	(2)個人情報の確認	(2)本人確認情報の確認	事前	重要な変更
平成28年12月15日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る次の事務に使用する。 (1)略 (2)賦課徴収に当たっての個人情報の確認(納税通知書等の返戻調査を含む。) (3)略 (4)略 (5)略	・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る次の事務に使用する。 (1)略 (2)住民基本台帳ネットワークシステムを利用した本人確認情報の確認 (3)略 (4)略 (5)略	事前	重要な変更
平成28年12月15日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務電算システムには、県税事務に関係のない情報を保有しない。 ・税務電算システムが他のシステムと接続する場合、連携する情報は県税事務に関する情報のみに限定されるようシステムで制限する。	・税務電算システムには、県税事務に関係のない情報を保有しない。 ・税務電算システムが他のシステムと接続する場合、連携する情報は県税事務に関する情報のみに限定されるようシステムで制限する。 ・税務電算システムと住民基本台帳ネットワークシステムとの回線連携においては、住民基本台帳ネットワークシステムの業務端末及び本人確認情報が目的外使用されないように通信制御を行う。	事前	重要な変更
平成29年6月30日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成29年１月予定	平成29年1月4日	事後	時点修正
平成29年6月30日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2	・システムを使用する必要がある職員等を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDの情報照会・情報提供の記録を取得している。	・システムを使用する必要がある職員等を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証及び指静脈による生体認証を行っている。 ・ユーザーIDの情報照会・情報提供の記録を取得している。	事後	軽微な変更
平成29年6月30日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策　具体的な対策の内容	<税務電算システムにおける措置> ・サーバ等の設置場所は、ICカードによる入室管理を行っている。 ・サーバラックは、施錠管理を行っている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<税務電算システムにおける措置> ・情報システム課が管理するコンピューターセンターにて管理している。コンピューターセンターは地震等自然災害の対策、24時間365日運用監視、ホスティング環境を備えた安全性、効率性、セキュリティ強化のサービスを提供する。 ・サーバラックは、施錠管理を行っている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	①　平成25年9月に、県の業務委託先が企業向けにメールマガジンを送信する際、本来BCCで送信するべきところを誤ってCCで送信し、企業担当者179名の個人アドレスが互いに把握できる状態となった。 ②　平成26年11月に、県立大学で学生が研究用の個人データ（790名分の氏名、身長、体重等）をUSBメモリで持ち出し紛失した。	平成26年11月に、県立大学で学生が研究用の個人データ（790名分の氏名、身長、体重等）をUSBメモリで持ち出し紛失した。	事後	時点修正
平成29年6月30日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	①　当該委託先に対して指導を行い、外部へのメール送信時には必ず責任者等の確認を受けた上で送信を行う旨の社内ルールを制定させた。 ②　教員を対象に毎年、個人情報の適切な取扱いに係る研修を実施することとし、研究計画書のうち個人情報取扱手順については研究倫理委員会の委員全員で審査を行うこととした。また、学生用のUSBメモリ取扱基準を策定し、新入生及び卒業論文作成に向けた3年生、4年生を対象に毎年研修を実施することとした。	教員を対象に毎年、個人情報の適切な取扱いに係る研修を実施することとし、研究計画書のうち個人情報取扱手順については研究倫理委員会の委員全員で審査を行うこととした。また、学生用のUSBメモリ取扱基準を策定し、新入生及び卒業論文作成に向けた3年生、4年生を対象に毎年研修を実施することとした。	事後	時点修正
平成29年6月30日	Ⅴ　開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課 又は　総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111　内線3718(情報公開広聴課)又は2326(税務指導課)	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課 又は　総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2352(税務指導課)	事後	組織再編
平成29年6月30日	Ⅴ　開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-2326	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-285-0818	事後	組織再編
令和1年6月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託　委託事項2　⑥委託先名	株式会社トランス・コスモス	株式会社バックスグループ	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5　②システムの機能	・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、全都道府県及び全市町村が会員となっている一般社団法人地方税電子化協議会が構築した地方税ポータルシステムeLTAXを構成するシステムのひとつであり、平成23年1月から運用が開始されている。 ・国税庁のe-Taxにより提出された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で提出された所得税申告書等に係るデータが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。 ・国税連携システムには、 ①国税庁からeLTAXを通じて送付された所得税申告書等データの受領 ②他の都道府県に対する所得税申告書等データの送付 等の機能がある。	・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、全都道府県及び全市町村が会員となっている地方税共同機構が構築した地方税ポータルシステムeLTAXを構成するシステムのひとつであり、平成23年1月から運用が開始されている。 ・国税庁のe-Taxにより提出された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で提出された所得税申告書等に係るデータが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。 ・国税連携システムには、 ①国税庁からeLTAXを通じて送付された所得税申告書等データの受領 ②他の都道府県に対する所得税申告書等データの送付 等の機能がある。	事後	軽微な変更
令和1年6月28日	Ⅰ　基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	―	税務指導課長	事後	様式変更
令和1年6月28日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	平成26年11月に、県立大学で学生が研究用の個人データ(790名分の氏名、身長、体重等)をUSBメモリで持ち出し紛失した。	平成30年7月に高齢福祉課職員が、「介護予防・健康づくり運動指導員」が所属する事業所一覧を県ホームページ上で公開する際に、誤って指導員の住所等を含んだデータを公開してしまった。	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	教員を対象に毎年、個人情報の適切な取扱いに係る研修を実施することとし、研究計画書のうち個人情報取扱手順については研究倫理委員会の委員全員で審査を行うこととした。また、学生用のUSBメモリ取扱基準を策定し、新入生及び卒業論文作成に向けた3年生、4年生を対象に毎年研修を実施することとした。	ホームページ公開に係る確認の手順を整備し、職員全員で共有した。	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月9日	Ⅰ　基本情報 5. 個人番号の利用　※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の16の項及び89の項	番号法第9条第1項　別表第一の16の項及び99の項	事後	根拠法令の施行
令和2年1月9日	Ⅴ　開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課 又は　総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2352(税務指導課)	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課　又は 総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2352(税務指導課)	事後	組織再編
令和2年10月14日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6　②システムの機能	・OSSシステムとは、自動車を保有するために必要な手続（検査・登録、保管場所証明、国税及び地方税の納税等）をインターネットにより一括して行うために国土交通省が主体となって、国、県及び警察が協力して運営している全国的なシステムである。以下、OSSシステムのうち地方税である自動車税・自動車取得税部分について記載する。	・OSSシステムとは、自動車を保有するために必要な手続（検査・登録、保管場所証明、国税及び地方税の納税等）をインターネットにより一括して行うために国土交通省が主体となって、国、県及び警察が協力して運営している全国的なシステムである。以下、OSSシステムのうち地方税である自動車税種別割・自動車税環境性能割部分について記載する。	事後	根拠法令の施行
令和2年10月14日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6　②システムの機能	②税額算出機能：自動車税額の算出、自動車取得税額の是非の判定を行い、税額データの保管を行う。	②税額算出機能：自動車税種別割額税額の算出、自動車税環境性能割税額の是非の判定を行い、税額データの保管を行う。	事後	根拠法令の施行
令和2年10月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	自動車取得税及び自動車税申告書受付等業務	自動車税環境性能割及び自動車税種別割申告書受付等業務	事後	根拠法令の施行
令和2年10月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2　①委託内容	自動車取得税及び自動車税の申告・減免受付、収納事務及び電話応答等業務	自動車税環境性能割及び自動車税種別割の申告・減免受付、収納事務及び電話応答等業務	事後	根拠法令の施行
令和2年10月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2　②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲　※	自動車取得税及び自動車税の納税者	自動車税環境性能割及び自動車税種別割の納税者	事後	根拠法令の施行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2　②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	自動車取得税及び自動車税の申告･減免受付や記載内容の審査を行うため、その事務の範囲内の特定個人情報を委託先で取り扱う必要がある。	自動車税環境性能割及び自動車税種別割の申告･減免受付や記載内容の審査を行うため、その事務の範囲内の特定個人情報を委託先で取り扱う必要がある。	事後	根拠法令の施行
令和2年10月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3　①委託内容	自動車取得税及び自動車税の「問い合わせに対する回答」と「電話による未納者への自主納付の呼びかけ」業務	自動車税環境性能割及び自動車税種別割の「問い合わせに対する回答」と「電話による未納者への自主納付の呼びかけ」業務	事後	根拠法令の施行
令和2年10月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3　②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲　※	自動車取得税及び自動車税の納税者	自動車税環境性能割及び自動車税種別割の納税者	事後	根拠法令の施行
令和2年10月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3　②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	自動車税等の問い合わせに対する回答、納付の呼びかけ及び納付書の作成･送付に関する事務は、自動車税等の納税者を対象としているため、その事務の範囲内の特定個人情報を委託先で取り扱う必要がある。	自動車税種別割等の問い合わせに対する回答、納付の呼びかけ及び納付書の作成･送付に関する事務は、自動車税種別割等の納税者を対象としているため、その事務の範囲内の特定個人情報を委託先で取り扱う必要がある。	事後	根拠法令の施行
令和2年10月14日	別添2　特定個人情報ファイル記録項目	自動車二税申告書マスタ	―	事後	根拠法令の施行
令和2年10月14日	別添2　特定個人情報ファイル記録項目	―	自動車税申告書マスタ	事後	根拠法令の施行
令和3年2月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①　保管場所	<中間サーバ･プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ･プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバ･プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ･プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請の照合を行う。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月13日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策　具体的な対策の内容	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和3年2月13日	Ⅳ　その他リスク対策 2．従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資 材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運 用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施すること としている。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和3年10月13日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	税務電算システム	税務システム	事後	軽微な変更
令和3年10月13日	Ⅰ　基本情報 3．特定個人情報ファイル名	税務電算システム名簿マスタファイル	税務システム名簿マスタファイル	事後	軽微な変更
令和3年10月13日	別添1　事務の内容	税務電算システム	税務システム	事後	軽微な変更
令和3年10月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名	税務電算システム名簿マスタファイル	税務システム名簿マスタファイル	事後	軽微な変更
令和3年10月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	税務電算システムの管理運用業務	税務システムの管理運用業務	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	税務電算システムの安定した運用のためのシステムの維持管理、障害対応、簡易なプログラム修正及びネットワーク監視業務	税務システムの安定した運用のためのシステムの維持管理、障害対応、簡易なプログラム修正及びネットワーク監視業務	事後	軽微な変更
令和3年10月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	税務電算システムの管理運用及び簡易なプログラム修正に当たっては、電算処理の対象である納税義務者の特定個人情報を取り扱う必要がある。	税務システムの管理運用及び簡易なプログラム修正に当たっては、電算処理の対象である納税義務者の特定個人情報を取り扱う必要がある。	事後	軽微な変更
令和3年10月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先	株式会社日立製作所横浜支社	株式会社日立製作所横浜支店	事後	軽微な変更
令和3年10月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑨再委託事項	税務電算システムの管理運用業務の一部	税務システムの管理運用業務の一部	事後	軽微な変更
令和3年10月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社ベルシステム	株式会社バックスグループ	事後	軽微な変更
令和3年10月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<税務電算システムにおける措置> ICカード及び静脈認証で入室を管理している部屋に設置したサーバ内に保管する。また、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	<税務システムにおける措置> ①県情報主管課が整備したコンピュータセンターに用意されたサーバ内に保管する。 ②サーバラックは施錠管理を行っている。 <県コンピュータセンターにおける措置> ①水災害被害の危険が少ない等の安全な施設 ②地震、火災、落雷に強い建物 ③24時間365日稼働のための設備（電源設備、空調設備、通信設備の冗長化による故障や保守作業時における連続稼働の実現など） ④高セキュリティ対策（ICカード・生体認証等によるアクセス管理、監視員・監視カメラ・監視センサー等による監視） ⑤コンピュータセンターへの入室には、県情報主管課に申請を行い、承認を得る必要がある。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和3年10月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<税務電算システムにおける措置>	<税務システムにおける措置>	事後	軽微な変更
令和3年10月13日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	―	別添のとおり	事後	軽微な変更
令和3年10月13日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名	税務電算システム名簿ファイル	税務システム名簿ファイル	事後	軽微な変更
令和3年10月13日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務電算システムには、県税事務に関係のない情報を保有しない。 ・税務電算システムが他のシステムと接続する場合、連携する情報は県税事務に関する情報のみに限定されるようシステムで制限する。 ・税務電算システムと住民基本台帳ネットワークシステムとの回線連携においては、住民基本台帳ネットワークシステムの業務端末及び本人確認情報が目的外使用されないように通信制御を行う。	・税務システムには、県税事務に関係のない情報を保有しない。 ・税務システムが他のシステムと接続する場合、連携する情報は県税事務に関する情報のみに限定されるようシステムで制限する。 ・税務システムと住民基本台帳ネットワークシステムとの回線連携においては、住民基本台帳ネットワークシステムの業務端末及び本人確認情報が目的外使用されないように通信制御を行う。	事後	軽微な変更
令和3年10月13日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 その他の措置の内容	・税務電算システムは、権限を有する者しかアクセスできないようIDとパスワードによる認証を行っている。 ・パスワードは3ヶ月ごとに変更しないと、システムにログインできない。	・税務システムは、権限を有する者しかアクセスできないよう、県情報主管課から職員個人に割り当てられる共通基盤IDとパスワードによる認証及び認可を行っている。 ・パスワードは定期的に変更しないと、共通基盤IDは失効する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月13日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・システムを使用する必要がある職員等を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証及び指静脈による生体認証を行っている。 ・ユーザーIDの情報照会・情報提供の記録を取得している。	・県情報主管課から職員個人に割り当てられる共通基盤ID及びパスワードによる認証並びに指静脈による生体認証を行っている。 ・情報照会・情報提供の処理記録を共通基盤IDを含めて取得している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和3年10月13日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	①ID/パスワードの発行管理 ・部署及び業務別にアクセス権限を付与している。 業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを整理し、必要なアクセス権限のみを付与している。 ②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を税務電算システム管理担当者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。	①アクセス権限の発効 ・共通基盤IDが属しているグループ（部署及び業務別）にアクセス権限を付与している。 ・グループごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを整理し、必要なアクセス権限のみを付与している。 ②アクセス権限の失効 ・人事異動により、業務に必要なくなった権限は速やかに削除を行う。また、異動退職があった際は、共通基盤IDは県情報主管課により変更又は削除が行われる仕組みとなっている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和3年10月13日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザーIDを発行する。 ・パスワードは3ヶ月ごとに変更しないと、システムにログインできない。 ・ユーザーIDやアクセス権を税務電算システム管理担当者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。 ・ユーザーIDやパスワードの管理状況等は、税務電算システム管理者が点検を行う。	・共用IDは発行せず、必ず個人に対して割り当てられる共通基盤IDを利用する。 ・グループごと（部署及び業務別）にアクセス権限を管理している。 ・また、アクセス権限があるものについても、更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを整理し、必要なアクセス権限のみを設定している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和3年10月13日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク3：従事者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	・情報管理等について、情報セキュリティ点検チェックリスト等を使用して、年１回確認を行っている。	・情報管理等について、情報セキュリティ点検チェックリスト等を使用して、年１回確認を行っている。	事後	軽微な変更
令和3年10月13日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	なお、税務電算システム管理者又は税務電算システム管理担当者は、必要に応じて委託先において個人情報保護体制が確保されているか報告を求め、立入調査を行う。	なお、税務システム管理者又は税務システム管理担当者は、必要に応じて委託先において個人情報保護体制が確保されているか報告を求め、立入調査を行う。	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月13日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・提供にあたっては、提供先及び実施日等を記録し、税務電算システム管理担当者に報告を行う。なお、取扱いについては、提供先においても委託先と同様な措置を行う。	・提供にあたっては、提供先及び実施日等を記録し、税務システム管理担当者に報告を行う。なお、取扱いについては、提供先においても委託先と同様な措置を行う。	事後	軽微な変更
令和3年10月13日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<税務電算システムにおける措置> ・情報システム課が管理するコンピューターセンターにて管理している。コンピューターセンターは地震等自然災害の対策、24時間365日運用監視、ホスティング環境を備えた安全性、効率性、セキュリティ強化のサービスを提供する。 ・サーバラックは、施錠管理を行っている。	<税務システムにおける措置> ①県情報主管課が整備したコンピュータセンターに用意されたサーバ内に保管する。 ②サーバラックは施錠管理を行っている。 <県コンピュータセンターにおける措置> ①水災害被害の危険が少ない等の安全な施設 ②地震、火災、落雷に強い建物 ③24時間365日稼働のための設備（電源設備、空調設備、通信設備の冗長化による故障や保守作業時における連続稼働の実現など） ④高セキュリティ対策（ICカード・生体認証等によるアクセス管理、監視員・監視カメラ・監視センサー等による監視） ⑤コンピュータセンターへの入室には、県情報主管課に申請を行い、承認を得る必要がある。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和3年10月13日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤技術的対策 具体的な対策の内容	<税務電算システムにおける措置> ①税務電算システムはユーザーID、パスワードを設定している。 ②端末機は、管理職による承認を得なければ外部入出力装置を接続することができない設定としている。 ③ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。	<税務システムにおける措置> ①税務システムは仮想化基盤上で動作しており、物理端末上には特定個人情報に関するデータを保存しない。 ②税務システムは県情報主管課から提供される共通基盤ID及びパスワードによる認証並びに指静脈による生体認証を行っている。 ③端末機は、管理職による承認を得なければ外部入出力装置を接続することができない設定としている。 ④ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月13日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	・その内容 平成30年7月に高齢福祉課職員が、「介護予防・健康づくり運動指導員」が所属する事業所一覧を県ホームページ上で公開する際に、誤って指導員の住所等を含んだデータを公開してしまった。 ・再発防止策の内容 ホームページ公開に係る確認の手順を整備し、職員全員で共有した。	・その内容 ①リース契約満了により返却したハードディスクが、リース会社からそのハードディスクの処分委託業務を受託した会社の社員により盗難・売却された。そのハードディスクの購入者が復元ソフトを使用したことにより、最終的に個人情報を含む県のデータが第三者に閲覧できる状態になった可能性が生じたことが令和元年12月頃に発覚した。②令和2年11月に職員が、個人情報が含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示としたまま送信してしまった。 ・再発防止策の内容 ①個人情報を含むハードディスクを返却、廃棄する場合は、県の管理下において、物理的破壊及び磁気的破壊により抹消措置を行うとともに、複数の職員で作業の完了を確認することとした。②個人情報が含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。	事後	軽微な変更
令和3年10月13日	Ⅳ　その他のリスク対策 1.監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<税務電算システムの運用における措置>	<税務システムの運用における措置>	事後	軽微な変更
令和3年10月13日	Ⅳ　その他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容	<税務電算システムの運用における措置>	<税務システムの運用における措置>	事後	軽微な変更
令和3年10月13日	Ⅳ　その他のリスク対策 2.従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<税務電算システムの運用における措置>	<税務システムの運用における措置>	事後	軽微な変更
令和3年10月13日	Ⅰ　基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二の28の項	番号法第19条第8号　別表第二の28の項	事後	根拠法の施行
令和4年7月8日	Ⅴ　開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課　又は総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2352(税務指導課)	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課　又は総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2326(税務指導課)	事後	組織再編

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅴ　開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-285-0818	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-2326	事後	組織再編
令和4年7月8日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	・その内容 ①リース契約満了により返却したハードディスクが、リース会社からそのハードディスクの処分委託業務を受託した会社の社員により盗難・売却された。そのハードディスクの購入者が復元ソフトを使用したことにより、最終的に個人情報を含む県のデータが第三者に閲覧できる状態になった可能性が生じたことが令和元年12月頃に発覚した。②令和2年11月に職員が、個人情報が含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示としたまま送信してしまった。 ・再発防止策の内容 ①個人情報を含むハードディスクを返却、廃棄する場合は、県の管理下において、物理的破壊及び磁気的破壊により抹消措置を行うとともに、複数の職員で作業の完了を確認することとした。②個人情報が含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。	・その内容 ①リース契約満了により返却したハードディスクが、リース会社からそのハードディスクの処分委託業務を受託した会社の社員により盗難・売却された。そのハードディスクの購入者が復元ソフトを使用したことにより、最終的に個人情報を含む県のデータが第三者に閲覧できる状態になった可能性が生じたことが令和元年12月頃に発覚した。②令和2年11月に職員が、個人情報が含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示としたまま送信してしまった。③令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。 ・再発防止策の内容 ①個人情報を含むハードディスクを返却、廃棄する場合は、県の管理下において、物理的破壊及び磁気的破壊により抹消措置を行うとともに、複数の職員で作業の完了を確認することとした。②個人情報が含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。③個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月20日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	・その内容 ①リース契約満了により返却したハードディスクが、リース会社からそのハードディスクの処分委託業務を受託した会社の社員により盗難・売却された。そのハードディスクの購入者が復元ソフトを使用したことにより、最終的に個人情報を含む県のデータが第三者に閲覧できる状態になった可能性が生じたことが令和元年12月頃に発覚した。②令和2年11月に職員が、個人情報が含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示としたまま送信してしまった。③令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。 ・再発防止策の内容 ①個人情報を含むハードディスクを返却、廃棄する場合は、県の管理下において、物理的破壊及び磁気的破壊により抹消措置を行うとともに、複数の職員で作業の完了を確認することとした。②個人情報が含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。③個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。	・その内容 ①令和2年11月に職員が、個人情報が含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示としたまま送信してしまった。②令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。③令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。 ・再発防止策の内容 ①個人情報が含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。②個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。③受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。	事後	軽微な変更
令和6年6月5日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 　委託の有無　※	[委託する] （　　3　）件	[委託する] （　　4　）件	事後	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和6年6月5日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 　①委託内容	記載なし	地方税ポータルシステムに係るASPサービスの導入、提供及び各種運用保守等の業務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない変更である
令和6年6月5日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 　②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載なし	特定個人情報ファイルの一部	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月5日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の数	記載なし	100万人以上1,000万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない変更である
令和6年6月5日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の範囲	記載なし	個人事業税の課税調査対象者	事後	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和6年6月5日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・その妥当性	記載なし	所得税申告書データの連携などを行うため、対象となる本人の特定個人情報を取り扱う必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない変更である
令和6年6月5日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先における取扱者数	記載なし	10人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない変更である
令和6年6月5日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	[〇]その他（総合行政ネットワーク（LGWAN）））	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない変更である
令和6年6月5日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤委託先名の確認方法	記載なし	委託先が決定した際に、入札結果として県ホームページで公表している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月5日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	記載なし	株式会社インテック	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない変更である
令和6年6月5日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑦再委託の有無	記載なし	再委託しない	事後	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和6年6月5日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） ①法令上の根拠	番号法第19条第９号	番号法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない変更である
令和6年6月5日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ①　保管場所	<税務システムにおける措置> ①・②　略 <県コンピュータセンターにおける措置> ①～⑤　略 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①・②　略	<税務システムにおける措置> ①・②　略 <県コンピュータセンターにおける措置> ①～⑤　略 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①・②略 <国税連携システムにおける措置> ①国税連携システムの受信サーバは、有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置した施錠可能なラック内に保管する。 ②サーバ室の入退室については，システム管理者が許可した者に限定しており，サーバへのアクセ スはIDとパスワードによる認証が必要となる。	事後	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月5日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<税務システムにおける措置> ①・②　略 <県コンピュータセンターにおける措置> ①～⑤　略 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①・②　略	<税務システムにおける措置> ①・②　略 <県コンピュータセンターにおける措置> ①～⑤　略 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①・②　略 <国税連携システムにおける措置> ①国税連携システムの受信サーバは、有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置した施錠可能なラック内に保管する。 ②サーバ室の入退室については，システム管理者が許可した者に限定しており，サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	事後	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和6年6月5日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<税務システムにおける措置> ①～④　略 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①～③　略	<税務システムにおける措置> ①～④　略 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①～③　略 <国税連携システムにおける措置> ①ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ③外部からのアクセスに対しては、物理的にネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断している。 ④データベースへのアクセスに対しては、ファイアウォールで不正アクセスを遮断するとともに，プログラムにより、アクセス制御しており、システム管理者から許可を得た者以外は、データベースを参照・更新・消去することができない仕組みとしている。	事後	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和6年6月5日	Ⅴ　開示請求、問合せ 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課　又は総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2326(税務指導課)	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課　又は総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2350(税務指導課)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない変更である
令和6年6月5日	Ⅴ　開示請求、問合せ 2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-2326	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-2350	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月5日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　7．特定個人情報の保管・消去　リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	・その内容 ①令和2年11月に職員が、個人情報が含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示としたまま送信してしまった。②令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。③令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。④令和5年8月に職員が、過去イベントの応募者（119人）にメールを一斉送信する際、メールアドレスをBCC欄に入力すべきところ、誤ってTO欄に入力して一斉送信した。 ・再発防止策の内容 ①個人情報が含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。②個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。③受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。④メール送信の際は複数での確認を徹底するよう、改めて課内に周知するとともに、課内研修を実施する。	・その内容 ①令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。②令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。③職員が、無登録貸金業者から融資を受けようとする際、他の職員の個人情報を当該業者へ故意に提供した。④職員が、イベント開催中のお知らせを送付するにあたり、メールアドレスをTO欄に入れて誤送付した。⑤見学会の案内について関係事業者の担当に送信する際、本来BCCにより送信すべきところ、誤って宛先として設定し送信したため、全てのメールアドレスが互いに閲覧できる状態となった。 ・再発防止策の内容 ①個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。②受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。③職員の綱紀保持について徹底するとともに、個人情報保護を重点とした不祥事防止研修を実施する。④発生部署の研修において、今回の事案も含め、個人情報の取扱いについて職員に徹底することとした。⑤職員に対し、事例周知とともに、メール送信の際は、適切な宛先設定及び複数人による確認を徹底することとした。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない変更である
令和7年7月15日	Ⅰ　基本情報 5．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の16の項及び99の項	番号利用法別表24の項及び133の項	事後	根拠法の改正
令和7年7月15日	Ⅰ　基本情報 6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の28の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項	事後	根拠法の改正
令和7年7月15日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報の取扱いの委託　委託事項2　⑥委託先名	株式会社バックスグループ	株式会社トランス・コスモス	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	①令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。②職員が、無登録貸金業者から融資を受けようとする際、他の職員及び外部関係者の個人情報を当該業者へ故意に提供した。③令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。④職員が、無登録貸金業者から融資を受けようとする際、他の職員の個人情報を当該業者へ故意に提供した。⑤職員が、イベント開催中のお知らせを送付するにあたり、メールアドレスをTO欄に入れて誤送付した。⑥見学会の案内について関係事業者の担当に送信する際、本来BCCにより送信すべきところ、誤って宛先として設定し送信したため、全てのメールアドレスが互いに閲覧できる状態となった。	①令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。②職員が、イベント開催中のお知らせを送付するにあたり、メールアドレスをTO欄に入れて誤送付した。③見学会の案内について関係事業者の担当に送信する際、本来BCCにより送信すべきところ、誤って宛先として設定し送信したため、全てのメールアドレスが互いに閲覧できる状態となった。④当番医療機関に対して送付すべき精神保健福祉診察の受入の打診に必要な情報を、誤って別の宛先にFAXで送付した。⑤特定医療費支給認定にかかる新規申請書を執務室で保管していたところ、添付書類である「臨床調査個人票」1通の所在が不明となった。⑥受託事業者のネットワークシステムがウイルスに感染し、個人情報等の流出の可能性が生じた。⑦受託事業者職員が、健康診断受診者が記入した問診票を含む歯科検診票を、誤って別の健康診断受診者に交付した。⑧入所利用者の氏名、利用者が通所する外部事業所名等が記載された書面を施設外で紛失した。⑨受託事業者のネットワークシステムがウイルスに感染し、個人情報等の流出の可能性が生じた。⑩受託事業者職員が、要配慮個人情報が掲載されたファイルを誤送信した。⑪要配慮個人情報の記載欄がある書類を紛失した。⑫施設利用者に送付する障害福祉サービスの内訳にかかる文書を誤送付した。⑬過去に県システムの構築、運用を委託していた事業者が不正アクセスを受け、個人情報漏えいの可能性が生じた。⑭盲ろう者通訳・介助員の派遣に関して、派遣される通訳・介助員にメールを送付した際、誤って本来送付すべきでない相手方を同報先としたため個人情報が漏えいした。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	①個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。②職員の綱紀保持について徹底するとともに、個人情報保護を重点とした不祥事防止研修を実施する。③受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。④職員の綱紀保持について徹底するとともに、個人情報保護を重点とした不祥事防止研修を実施する。⑤発生部署の研修において、今回の事案も含め、個人情報の取扱いについて職員に徹底することとした。⑥職員に対し、事例周知とともに、メール送信の際は、適切な宛先設定及び複数人による確認を徹底することとした。	①受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。②発生部署の研修において、今回の事案も含め、個人情報の取扱いについて職員に徹底することとした。③職員に対し、事例周知とともに、メール送信の際は、適切な宛先設定及び複数人による確認を徹底することとした。④個人情報のマスキングの実施や、送付先のダブルチェックを徹底するよう指導するとともに、個人情報の取扱いについて職員への注意喚起を行った。⑤個人情報を含む書類について、複数人による確認及び確認記録を行うことを改めて徹底したほか、事務処理手順や書類保管場所の変更を検討。⑥受託事業者において、情報セキュリティを強化するとともに、県において、個人情報の取扱いに係る受託事業者の監督を徹底することとした。⑦受託事業者において、健康診断当日の書類混在防止のための対策や本人確認手続きの追加等を行うとともに、県において、これらの措置の確実な実施を指導監督することとした。⑧個人情報が記載された書類は原則として持ち出さないこととしたほか、やむを得ず持ち出す場合は記載内容に配慮することとした。⑨専門機関による調査結果を踏まえて今後検討予定。⑩受託事業者におけるファイルの管理方法の改善及びファイルの利用権限を持つ職員の限定を指示した。⑪書類の管理方法や持ち出し時のダブルチェック等を行うこととした。⑫文書封入時に、読み上げによるダブルチェックを行うこととした。⑬元委託先において、Webアプリケーションファイアウォールの多層化検討及び振る舞い検知の強化を実施することとした。⑭委託先において、情報共有の方法やメール送信時のチェック体制を是正した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	その他[国税連携システム、自動車保有関係手続のﾜﾝｽﾄｯﾌﾟｻｰﾋﾞｽ(OSS)ｼｽﾃﾑ]	その他[以下掲載のシステム(システム3及び4を除く)]	事前	その他の項目における対象システムの追加(任意の事前提出)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅰ　基本情報 ２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5②	・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、全都道府県及び全市町村が会員となっている地方税共同機構が構築した地方税ポータルシステムeLTAXを構成するシステムのひとつであり、平成23年1月から運用が開始されている。 ・国税庁のe-Taxにより提出された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で提出された所得税申告書等に係るデータが総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じ送付される。 ・国税連携システムには、 ①国税庁からeLTAXを通じて送付された所得税申告書等データの受領 ②他の都道府県に対する所得税申告書等データの送付等の機能がある。	・　国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、全都道府県及び全市町村が会員となっている地方税共同機構が構築した地方税ポータルシステムeLTAXを構成するシステムのひとつであり、平成23年1月から運用が開始されている。 ・　国税庁のe-Taxにより提出された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で提出された所得税申告書等に係るデータ及び国税庁と地方公共団体間の照会・回答に係るデータが総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じ送付される。 ・　国税連携システムには、 ①　国税庁からeLTAXを通じて送付された所得税申告書等データの受領 ②　他の都道府県に対する所得税申告書等データの送付等の機能 ③　国税庁と地方公共団体間の電子的な照会・回答機能 がある。 ・　このシステムは地方税共同機構が運用しており、本県の税務システムとデータ連携する際の中継サーバまでを本県が所管している。	事前	その他の項目における機能の追記（任意の事前提出）
	Ⅰ　基本情報 ２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6～8	自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)システム	・eLTAX通知等電子配信システム（通知IFS） ・地方税外部連携システム ・自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)システム	事前	その他の項目における対象システムの追加（任意の事前提出）
	別添1　事務の内容	自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)システム	・eLTAX通知等電子配信システム（通知IFS） ・地方税外部連携システム ・自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)システム	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる対象システムの追加（任意の事前提出）
	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ３．特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署（障害福祉課、生活援護課、市町村課、情報企画課）	評価実施機関内の他部署（障害福祉課、生活援護課、市町村課、デジタル戦略本部室）	事後	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる部署名の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]その他	[○]その他（総合行政ネットワーク（LGWAN）、IP-VPN（国税庁））	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託　委託事項2　⑥委託先名	株式会社トランス・コスモス	トランス・コスモス株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託　委託事項2の全般	自動車税環境性能割及び自動車税種別割	自動車税	事後	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる税目の変更
	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託　委託事項3の全般	自動車税環境性能割及び自動車税種別割	自動車税	事後	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる税目の変更
	別添2　特定個人情報ファイル記録項目	宛名マスタ 宛名履歴マスタ 番号変換マスタ 個人事業税名簿マスタ 不動産取得税名簿マスタ 自動車税名簿マスタ 申告書マスタ（環境性能割・種別割） 身体障害者減免マスタ ゴルフ名簿マスタ 軽油名簿マスタ 滞納者名簿マスタ	マイナンバー情報テーブル マイナンバー履歴情報テーブル 業務利用番号情報テーブル 個人事業税名簿マスタ 不動産取得税マスタ（基本部） 自動車税名簿マスタ 申告書マスタ（自動車税） 身体障害者減免マスタ ゴルフ名簿マスタ 軽油名簿マスタ 滞納者名簿マスタ	事後	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられるテーブル名、カラム名の変更
	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	委託契約書において特定個人情報について次の規定を設けている。 ・特定個人情報ファイルへのアクセス権限を付与する従業員は、プロジェクトリーダ以上でなければならない。 ・それ以外の者が業務上特定個人情報ファイルへアクセスする必要がある場合は、プロジェクトリーダ以上の管理下で業務を行わなければならない。	作業場所を県庁舎内に限定したうえ、特定個人情報について次の規定を設けている。 ・特定個人情報ファイルへのアクセス権限を付与する従業員は、プロジェクトリーダ以上でなければならない。 ・それ以外の者が業務上特定個人情報ファイルへアクセスする必要がある場合は、プロジェクトリーダ以上の管理下で業務を行わなければならない。	事後	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる取扱の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録	委託契約書において記録方法について次の規定を設けている。 ・特定個人情報ファイルを取り扱った者のユーザーID、操作日時、操作内容等のアクセスログを5年間保存し、必要に応じて職員がその内容を確認できるものとする。	作業場所を県庁舎内に限定したうえ、記録方法について次の規定を設けている。 ・特定個人情報ファイルを取り扱った者のユーザーID、操作日時、操作内容等のアクセスログを5年間保存し、必要に応じて職員がその内容を確認できるものとする。	事後	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる取扱の変更
	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 特定個人情報の提供ルール	委託契約書において特定個人情報の提供について次の規定を設けている。 ・原則として委託先から他者へ提供することはできず、神奈川県が承認した場合のみ提供できる。 ・原則として委託先から他者へ委託又は請負させてはならず、神奈川県が承認した場合のみ行うことができる。 ・提供にあたっては、提供先及び実施日等を記録し、税務システム管理担当者に報告を行う。 なお、取扱いについては、提供先においても委託先と同様な措置を行う。	作業場所を県庁舎内に限定したうえ、特定個人情報の提供について次の規定を設けている。 ・原則として委託先から他者へ提供することはできず、神奈川県が承認した場合のみ提供できる。 ・原則として委託先から他者へ委託又は請負させてはならず、神奈川県が承認した場合のみ行うことができる。 ・提供にあたっては、提供先及び実施日等を記録し、税務システム管理担当者に報告を行う。 なお、取扱いについては、提供先においても委託先と同様な措置を行う。	事後	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる取扱の変更
	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 特定個人情報の消去ルール	委託契約書において特定個人情報の消去について次の規定を設けている。 ・業務が終了した場合又は特定個人情報ファイルの保存期間が過ぎた場合は、発注者の指示に基づき、返還、破棄又は消去しなければならない。 ・破棄又は消去の方法及び実施日等を記録し、必要に応じて職員がその内容を確認することができる。	作業場所を県庁舎内に限定したうえ、特定個人情報の消去について次の規定を設けている。 ・業務が終了した場合又は特定個人情報ファイルの保存期間が過ぎた場合は、発注者の指示に基づき、返還、破棄又は消去しなければならない。 ・破棄又は消去の方法及び実施日等を記録し、必要に応じて職員がその内容を確認することができる。	事後	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる取扱の変更
	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録	<国税連携システムによる措置> ・提供する所得税確定申告書等の情報のほか、提供日及び提供した都道府県の所管課税事務所名を記録し、3年間保存する。	<国税連携システム、地方税外部連携システムによる措置> ・提供する所得税確定申告書等の情報のほか、提供日及び提供した都道府県の所管課税事務所名を記録し、3年間保存する。	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる対象システムの追加（任意の事前提出）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	<国税連携システムによる措置> ・全都道府県で利用されている国税連携システムにより、情報提供を行う。情報提供はシステム上、都道府県に限定されている。	<国税連携システム、地方税外部連携システムによる措置> ・全都道府県で利用されている国税連携システム、地方税外部連携システムにより、情報提供を行う。情報提供はシステム上、国税庁、都道府県及び市町村に限定されている。	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる対象システムの追加（任意の事前提出）
	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	<国税連携システムによる措置> ・専用回線（LGWAN）を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御されている。	<国税連携システム、地方税外部連携システムによる措置> ・総合行政ネットワーク（LGWAN）を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御されている。	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる対象システムの追加（任意の事前提出）
	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	<国税連携システムによる措置> ・都道府県のみに情報を提供するようにシステムで制御されているので、提供先が正しく選択されているか、必ず複数の職員で確認を行う。	<国税連携システム、地方税外部連携システムによる措置> ・国税庁、都道府県及び市町村のみに情報を提供するようにシステムで制御されているので、提供先が正しく選択されているか、必ず複数の職員で確認を行う。	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる対象システムの追加（任意の事前提出）
	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	<税務システムにおける措置> 略	<税務システムにおける措置> 略 <eLTAX通知等電子配信システム（通知IFS）、地方税外部連携システム及び自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）における措置> ①これらシステムから連携される特定個人情報は、県情報主管課が整備したコンピュータセンターに用意されたサーバ内に保管する。	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる対象システムの追加（任意の事前提出）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去　⑥技術的対策	<税務システムにおける措置> 略	<税務システムにおける措置> 略 <eLTAX通知等電子配信システム（通知IFS）、地方税外部連携システム及び自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）における措置> ①これらシステムから連携される特定個人情報は、職員PCからはVDI経由でのアクセスのみ許可し、VDIは県情報主管課が整備したコンピュータセンターに用意された仮想マシンを利用する。VDIはファイル持出不可設定、コピー＆ペースト不可設定等の制限ポリシーを設定している。	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる対象システムの追加（任意の事前提出）
	Ⅲリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去　⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか　その内容	①令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。②職員が、イベント開催中のお知らせを送付するにあたり、メールアドレスをTO欄に入れて誤送付した。③見学会の案内について関係事業者の担当に送信する際、本来BCCにより送信すべきところ、誤って宛先として設定し送信したため、全てのメールアドレスが互いに閲覧できる状態となった。④当番医療機関に対して送付すべき精神保健福祉診察の受入の打診に必要な情報を、誤って別の宛先にFAXで送付した。⑤特定医療費支給認定にかかる新規申請書を執務室で保管していたところ、添付書類である「臨床調査個人票」1通の所在が不明となった。⑥受託事業者のネットワークシステムがウイルスに感染し、個人情報等の流出の可能性が生じた。⑦受託事業者職員が、健康診断受診者が記入した問診票を含む歯科検診票を、誤って別の健康診断受診者に交付した。⑧入所利用者の氏名、利用者が通所する外部事業所名等が記載された書面を施設外で紛失した。⑨受託事業者のネットワークシステムがウイルスに感染し、個人情報等の流出の可能性が生じた。⑩受託事業者職員が、要配慮個人情報が掲載されたファイルを誤送信した。⑪要配慮個人情報の記載欄がある書類を紛失した。⑫施設利用者に送付する障害福祉サービスの内訳にかかる文書を誤送付した。⑬過去に県システムの構築、運用を委託していた事業者が不正アクセスを受け、個人情報漏えいの可能性が生じた。⑭盲ろう者通訳・介助員の派遣に関して、派遣される通訳・介助員にメールを送付した際、誤って本来送付すべきでない相手方を同報先としたため個人情報が漏えいした。	①誤って送信先メールアドレスをTO欄に入れてイベントのお知らせを送信した。②誤って送信先メールアドレスをTO欄に入れて見学会の案内を送信した。③精神保健福祉診察の受入の打診に必要な情報を、誤って別の宛先にFAXで送付した。④特定医療費支給認定にかかる新規申請書の添付書類1通の所在が不明となった。⑤受託事業者のネットワークシステムがウイルスに感染し、個人情報等の流出の可能性が生じた。⑥受託事業者が、記入済問診票を含む歯科検診票を、誤って別の受診者に交付した。⑦入所利用者の氏名、利用者が通所する外部事業所名等が記載された書面を施設外で紛失した。⑧受託事業者のネットワークシステムがウイルスに感染し、個人情報等の流出の可能性が生じた。⑨受託事業者が、要配慮個人情報が掲載されたファイルを誤送信した。⑩要配慮個人情報の記載欄がある書類を紛失した。⑪施設利用者に送付する障害福祉サービスの内訳にかかる文書を誤送付した。⑫過去に県システムの構築、運用を委託していた事業者が不正アクセスを受け、個人情報漏えいの可能性が生じた。⑬受託事業者が、誤って本来送信すべきでない相手方を同報先として盲ろう者通訳・介助員の派遣に関するメールを送信した。⑭県が実施する事業を委託しているA社に対して、委託業務に含まれていない事業に係る個人情報を誤ってメールで送信した。⑮難病患者の特定医療費支給認定にあたり、審査担当医師に送付した事前審査書類が所在不明となった。⑯再委託先が、個人情報を保存しているパソコンの盗難に遭った。⑰県民あてに送付した封筒の一部が破損し、封入したUSBメモリの所在が不明になった。⑱受託事業者が、盲ろう者通訳・介助員派遣決定通知を誤って同姓の別人に送信した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	同上	同上	⑲受託事業者が、氏名のマスキングが不十分な研修資料を配付した。⑳受託事業者が、個人情報が記録された資料を、誤ってダウンロード可能なクラウドストレージに添付した。㉑「経過的福祉手当」の受給者1名分のケースファイルの所在が不明となった。㉒受託事業者のシステムが不正アクセスを受け、個人情報が漏えいした。㉓要配慮個人情報を含む相談受付票を、誤って無関係の医療機関にFAXで送付した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去　⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか　再発防止策の内容	①受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。②発生部署の研修において、今回の事案も含め、個人情報の取扱いについて職員に徹底することとした。③職員に対し、事例周知とともに、メール送信の際は、適切な宛先設定及び複数人による確認を徹底することとした。④個人情報のマスキングの実施や、送付先のダブルチェックを徹底するよう指導するとともに、個人情報の取扱いについて職員への注意喚起を行った。⑤個人情報を含む書類について、複数人による確認及び確認記録を行うことを改めて徹底したほか、事務処理手順や書類保管場所の変更を検討。⑥受託事業者において、情報セキュリティを強化するとともに、県において、個人情報の取扱いに係る受託事業者の監督を徹底することとした。⑦受託事業者において、健康診断当日の書類混在防止のための対策や本人確認手続きの追加等を行うとともに、県において、これらの措置の確実な実施を指導監督することとした。⑧個人情報が記載された書類は原則として持ち出さないこととしたほか、やむを得ず持ち出す場合は記載内容に配慮することとした。⑨専門機関による調査結果を踏まえて今後検討予定。⑩受託事業者におけるファイルの管理方法の改善及びファイルの利用権限を持つ職員の限定を指示した。⑪書類の管理方法や持ち出し時のダブルチェック等を行うこととした。⑫文書封入時に、読み上げによるダブルチェックを行うこととした。⑬元委託先において、Webアプリケーションファイアウォールの多層化検討及び振る舞い検知の強化を実施することとした。⑭委託先において、情報共有の方法やメール送信時のチェック体制を是正した。	①個人情報の取扱いについて職員に徹底することとした。②メール送信の際は、適切な宛先設定及び複数人による確認を徹底することとした。③個人情報のマスキングの実施や、送付先のダブルチェックを徹底することとした。④個人情報を含む書類の複数人による確認等の徹底及び事務処理手順等の変更を検討することとした。⑤受託事業者において情報セキュリティを強化するとともに、県において受託事業者の監督を徹底することとした。⑥受託事業者において当日の書本人確認手続の追加等を行うとともに、県において措置の確実な実施を指導することとした。⑦個人情報が記載された書類は原則として持ち出さないこととしたほか、例外的に持ち出す場合は記載内容に配慮することとした。⑧外部機関による調査結果を踏まえ、新たなネットワークシステムの導入等を行うこととした。⑨受託事業者におけるファイルの管理方法の改善及びファイルの利用権限を持つ職員の限定を指示することとした。⑩書類の管理方法や持ち出し時のダブルチェック等を行うこととした。⑪文書封入時に、読み上げによるダブルチェックを行うこととした。⑫元委託先において、Webアプリケーションファイアウォールの多層化検討及び振る舞い検知の強化を実施することとした。⑬受託事業者において情報共有の方法やメール送信時のチェック体制を是正した。⑭メール送信の際は、添付ファイルの内容確認を徹底するとともに、複数人での確認を徹底することとした。⑮医師との書類のやり取りについての管理簿を作成するとともに、レターパックの追跡用シールを課内で保存することとした。⑯外出先での危機の管理方法や個人情報の漏えい等対策の見直し等を行うこととした。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	同上	同上	⑰記録媒体による個人情報の送付を控えるとともに、やむを得ず送付する場合は封筒破損を防ぐ措置を講じることとした。⑱受託事業者において、メールソフトに誤送信防止のアドインを導入する等の措置を講じることとした。⑲受託事業者において、資料提供時に十分な確認を徹底することとした。⑳受託事業者において、資料提供時に十分な確認を徹底することとした。㉑行政文書の適正な管理を徹底することとした。㉒検討中。㉓FAX送信時に、複数名による宛先の確認を徹底することとした。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅴ開示請求、問合せ　1. ①請求先	電話045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2350(税務指導課)	電話045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2385(税務指導課)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅴ開示請求、問合せ　2. ①連絡先	電話045-210-2350	電話045-210-1111内線2385	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない